

令和元年度

図書館要覧



加須市立図書館

目 次

1	沿革	2
2	加須市の教育行政	3
3	組織・職員配置・事務分掌.....	8
4	加須市立図書館の概要.....	1 4
5	予算と決算の状況	2 8
6	図書館協議会.....	3 0
7	実施事業	3 4
8	条例・規則等.....	4 0

1 沿 革

◇加須市立図書館のあゆみ

平成22年	3月	1市3町の合併により、加須市立加須図書館、加須市立騎西図書館、加須市立北川辺図書館、加須市立童謡のふる里おおとね図書館に名称を変更し再スタート
	5月	各図書館間の配送を開始
	10月	「図書館だより」「こどもとしゃかんだより」の創刊
23年	4月	視聴覚資料の各図書館における返却受付の開始
	11月	騎西図書館にて「福島民報」「福島民友」寄贈による受け入れ開始(加須図書館は24年2月受け入れ開始)
24年	3月	加須市立図書館運営指針策定
	7月	図書館がすすめる絵本リストとして「はじめての本」を作成・配布
	11月	図書館利用者アンケート調査を実施
25年	7月	第2次加須市子ども読書活動推進計画策定
26年	3月	図書館ホームページのバナーによる有料広告募集を開始
	10月	
	～11月	加須市合併5周年図書館創立10周年図書館まつり開催
	12月	雑誌スポンサーによる有料広告募集を開始
27年	3月	図書館情報システム入替
	4月、7月	読書記録ノート発行（乳幼児用、小学校低学年用、小学校高学年用中学生用）
28年	4月	図書館情報システムに①読書マラソン、②マイ本棚、③読書履歴保存の新機能を導入
	10月	加須市のジャンボこいのぼりを題材とした絵本「およげ おおきなこいのぼり」(1989年ひかりのくに(株)発行)の巻末に修正を加え1,000冊増刷し、公共施設等に配布、図書館での貸出、有償頒布実施
29年	1月	貸出票（レシート）による有料広告募集を開始
	3月	加須市立図書館条例施行規則の年末年始休館日を改正し、12月28日を開館日に変更
29年	6月	4～6歳向けブックリストを作成・配布
30年	3月	第3次加須市子ども読書活動推進計画策定
	4月	加須図書館が子供の読書活動優秀実践団体として、文部科学大臣表彰を受賞
	7月	中学生向け図書館だより「Yomu Au」（よむあう）の創刊

2 加須市の教育行政

1 加須市教育行政の重点

(1) 加須市人づくり宣言～教育大綱～

加須市は、教育の目的を「人づくり」と捉え、家族・地域の絆を大切に、生きる力を醸成し、次のような市民の姿を目指して邁進することを宣言します。

- ① 未来を担い 社会で活躍する人
- ② 郷土を愛し 地域を支える人
- ③ 夢を持ち 生涯をはつらつと暮らす人

(2) 加須市人づくりプラン

人口減少や少子化・長寿化の進行、グローバル化の進展など社会経済情勢が大きく変化する中、家族・地域の絆を大切にしながら、本市の将来都市像である「水と緑と文化の調和した 元気都市 かぞ」を実現するためには、まちづくりの根幹となる人づくりを更に推進する必要があります。

「加須市人づくり宣言～教育大綱～」では、家族・地域の絆を大切にしながら、市民一人一人が生涯にわたって学び、支え合い、助け合うことにより、直面する様々な課題に 立ち向かい、自ら乗り越えていく生きる力を身に付けた人づくりを目指すこととしています。

「生きる力」とは、知・徳・体の調和のとれた力であり、前に踏み出す力、考え抜く力及びチームで働く力の三つの能力と、実行力、課題発見力、創造力、発信力など12の能力要素から成る職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な力「社会人基礎力」に繋がるものです。

そこで、“家族・地域の絆を大切に、生きる力を醸成する”ことを基本理念とし、「加須市人づくり宣言～教育大綱～」に掲げた3つの市民の姿を目指します。

《目指すべき市民の姿》

① 未来を担い 社会で活躍する人

未来を担い社会で活躍する人とは、これからの時代を支える人材(人財)として、加須市をはじめ世界のいずれかで、それぞれの個性と能力を生かしながら、自分自身のためだけでなく、家族をはじめ人のため、社会のために活躍する人です。

② 郷土を愛し 地域を支える人

郷土を愛し地域を支える人とは、郷土の文化や歴史に誇りを持ち、郷土を愛する人の一人として地域を支える人です。

ここで、地域とは、市や県にとどまらず、世界のあらゆる地域又は地域社会全体を指します。

③ 夢を持ち 生涯をはつらつと暮らす人

夢を持ち生涯をはつらつと暮らす人とは、将来に向けた夢や希望と生涯にわたる生きがいを持ち、元気にはつらつと暮らす人です。

そして、次の5つを基本目標として定め、各施策を推進してまいります。

基本目標 1：確かな学力と学ぶ力を育成します

「確かな学力」の向上に向けて創意工夫を凝らした取組を着実に進め、子どもたちが自ら考え、自ら学ぶ力を育てます。

また、幼児教育や保・幼・小・中の一貫した教育、特別支援教育、グローバル化に対応する教育、社会の変化に対応する教育、キャリア教育などにより、子どもたちが社会を生き抜く力の育成を図ります。

基本目標 2：地域に信頼され、豊かな心と健やかな体を育む取組を推進します

教育活動全体を通じた道德教育の充実などにより規範意識の醸成を図るとともに、食育の推進や家庭教育支援の充実などにより豊かな心と健やかな体を育む取組を推進します。

また、学校、家庭、地域が一体となった教育の推進や子育て支援の充実などにより、家庭、地域の教育力の向上を図ります。

基本目標 3：人権を尊重した教育を推進します

人権に関する教育や啓発をあらゆる機会に実施するとともに、全ての市民が人と人との絆を大切に、それぞれの個性と能力を発揮することができるよう、人権を尊重した教育を推進します。

基本目標 4：生涯にわたる学びの支援や芸術・文化の振興を図ります

豊かな心を育む生涯学習による生きがいづくりを目指し、市民の誰もが、いつでも、どこでも自由に学習でき、その成果を生かせる環境を整備します。

また、芸術文化の振興や市民の郷土愛の醸成を図るとともに、文化財の保存・活用を図ります。

基本目標 5：スポーツ・レクリエーションの振興を図ります

市民の誰もがその適性や健康状態に応じて、自主的かつ気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加し、活動を継続できる生涯スポーツ環境の整備を推進するとともに、指導者の育成を図ります。

また、スポーツクライミングなどの様々なスポーツの推進や市内での大会開催などにより、スポーツを通じて若者などが集う機会や場を作り、地域の活性化を推進します。

2 加須市立図書館の現状と課題

1. 図書館の現状

(1)現状

平成24年3月に策定した「加須市立図書館運営指針」に基づき時代の変化に伴う高度化・多様化した市民の学習ニーズや社会的要請に対応し、「誰もがいつでも楽しく学ぶ」ことのできる図書館を目指し、効果的で効率的な図書館運営を行っています。

本市には、現在4つの図書館があり、平成30年度末の蔵書(図書のみ)は約5万6千冊で、人口1人当たりの蔵書冊数(図書のみ)は5.16冊となっており、県内の平均を上回っています。※埼玉の公立図書館報告値

1年間で約9万冊の図書が出版されている状況の中、図書館資料の購入にあたっては、出版される図書の中から「加須市立図書館資料収集要綱」及び「加須市立図書館資料収集基準」に基づいて、利用者ニーズや図書館資料としての適正などを踏まえ、購入しています。

また、図書館情報システムでは、4館全ての蔵書を館内の検索端末だけではなく、インターネットを介して検索することや、資料の予約や貸出期限内における貸出期限の延長も可能となっています。(視聴覚資料については、映像著作権の許諾の関係などから検索と貸出期限の延長のみ可能です。)その他、気に入った資料や貸出資料の記録等もできます。

さらに、市内4館を回送車で結び、図書館の資料を配送することによって、利用者が普段利用している身近な図書館で市内の資料を迅速に提供することが可能となっています。

(2)加須市の特色

加須図書館は、4館全体の管理運営と組織的サービスを統括する中心館として、また、4図書館はそれぞれの地域の身近な図書館として、基本的なサービスと特色を持ったサービスを提供する地域館として位置づけし、加須市の偉人コーナーの設置や地域の特性を活かした資料収集等に努めています。

主な地域資料としては、

加須図書館・・・「うどん、こいのぼり、斎藤与里・若林増蔵」

騎西図書館・・・「城、酒、河野省三・谷山豊」

北川辺図書館・・・「米、河川、田中正造・田口和美」

童謡のふる里おおとね図書館・・・「イチゴ、下総皖一」などです。

開館時間については、加須図書館は、加須駅に近いという立地条件などを考慮し、午前9時30分から午後8時まで開館しており、県内で高いサービス水準となっています。

2. 図書館運営の主な課題

(1) 加須市立図書館としての一体的運営の強化

① 組織体制の明確化と特色のある図書館づくり

加須市立図書館は、4館体制のもと、それぞれが持つ特性、役割や機能を明確にし、各館が持てる機能を十分に発揮するとともに、4館が相互に連携・協力しながら一体的な運営を行っていく必要があります。

また、インターネットの普及等により、図書や資料など必要な情報はすべて、どこからでも入手可能となってきた状況の中、「図書館に行ってみよう」と利用者に思わせるには、図書館の特色を出して、それぞれの魅力が発揮されることも必要です。

② 図書館運営における総合的な計画の検討

加須市立図書館では、市内のどの館でも同様なサービスを受けられるようなサービス体制を構築しつつ、図書館資料整備の目標や方向性を定め、特色ある蔵書構成になるよう工夫し、より効果的・効率的な運営を行っていくための中・長期的な図書館運営の総合的な計画を検討、策定する必要があります。

(2) 図書館資料の充実

利用者に良きリピーターとなってもらうためには、絶えず新しい図書館資料を購入して、新鮮で魅力のある蔵書の維持に努める必要があります。

基本的な参考資料や地域資料、視聴覚資料なども揃えていく必要があり、雑誌や新聞など、即時性を有する資料についても、多様な利用者要求に応えるために、より一層充実したものにしなければなりません。

また、出版界ではデジタル書籍が出版されるなど、新たな情報媒体が登場しており、それらの対応も検討する必要があります。

(3) 地域ボランティア等の育成

図書館では、おはなし会等のイベントやブックスタートなど、地域のボランティアグループと協働しながら、読書振興に努めています。また、障がい者サービスとしても、音訳ボランティアグループと協働して実施しています。

図書館ではそれぞれのボランティアグループが必要とする技能習得・向上をより一層支援していくために、各種ボランティア養成講座を継続的に開催するとともに、活動の場の提供や必要な情報の提供に限らず、各ボランティアグループの情報交換の場などを提供することによって、より充実した活動となるように支援していく必要があります。

3. 図書館運営における今後の方針

(1) 加須市立図書館としての一体的運営の強化を図る

① 組織体制の明確化と特色のある図書館づくりの推進

ア 加須図書館の役割と機能

加須図書館は、加須市立図書館全体の管理運営と組織的サービスを統括する中心館として位置づけ、全館で迅速な意思決定をして統一されたサービスを行い、各図

書館の特色や役割を生かした運営をするために、総合的な運営機能、調整機能を持つとともに、基本的なサービスと加須図書館として特色のあるサービスを提供する地域の身近な図書館としての役割と機能を持たせます。

イ 各図書館の特色

利用者の多様なニーズに応えながら、特色のある図書館づくりを進めるために、各館においては、市民の関心や時機をとらえたそれぞれ工夫した資料展示などを行うとともに、これまでの各館の資料整備方針や地域の特色・歴史・特産物などを踏まえた資料の収集・整理・保存を行い、特色のある蔵書構成になるよう努めていきます。

また、図書館まつりの実施や読書グループ等の支援などを通して、読書活動を推進します。

② 図書館運営に関する基本計画の策定

各館における図書館資料整備の目標と方針を定めて、市民への充実した図書館サービスの提供と、より効果的・効率的な運営ができるよう、中・長期的な視点にたった図書館の運営やサービスに関する基本計画を策定していきます。

③ 各種サービスの充実

蔵書検索システムの充実、書架の案内や配置などの工夫及び予約・リクエストサービスについては、迅速・円滑な対応に努め、図書館資料の各館の回送については引き続き推進します。

また、学校等への団体貸出の推進や児童書の充実を図るとともに、社会の情勢や幅広いニーズに対応した資料収集と情報提供に努めます。

さらに、レファレンスサービスとして、利用者の課題解決に向けた情報提示の充実とその共有化を図ります。

(2) 図書館資料の充実

利用者ニーズに基づいた多様な資料の収集、行政資料や地域資料の収集及び情報の共有化を進めます。資料の保存体制についての検討や既存資料の積極的な利用促進、デジタル資料への対応について検討します。

(3) 地域ボランティア等の育成

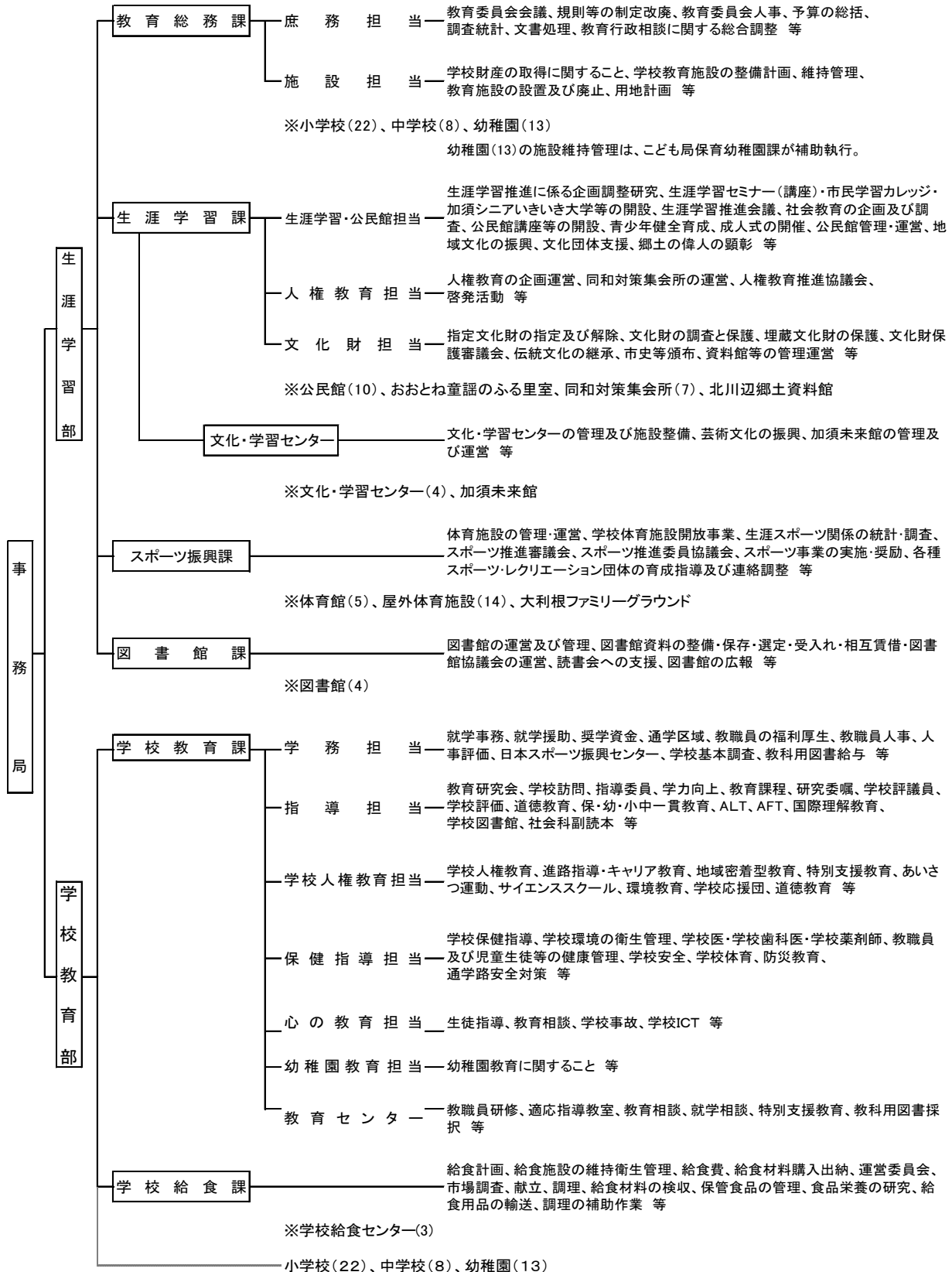
ボランティア育成講座の開催や研修会を引き続き開催するとともに、各ボランティア同士が情報交換できるような場の提供を進めます。また、市民と協働し、市民参加の図書館づくりを推進します。

(4) 子ども読書活動推進計画に基づく各種施策の推進

加須市子ども読書活動推進計画の基本方針に基づき、学校・家庭・地域・図書館における子どもの読書活動の推進及び推進体制の整備と普及啓発の推進を図るとともに、事業の進捗状況を確認検証します。

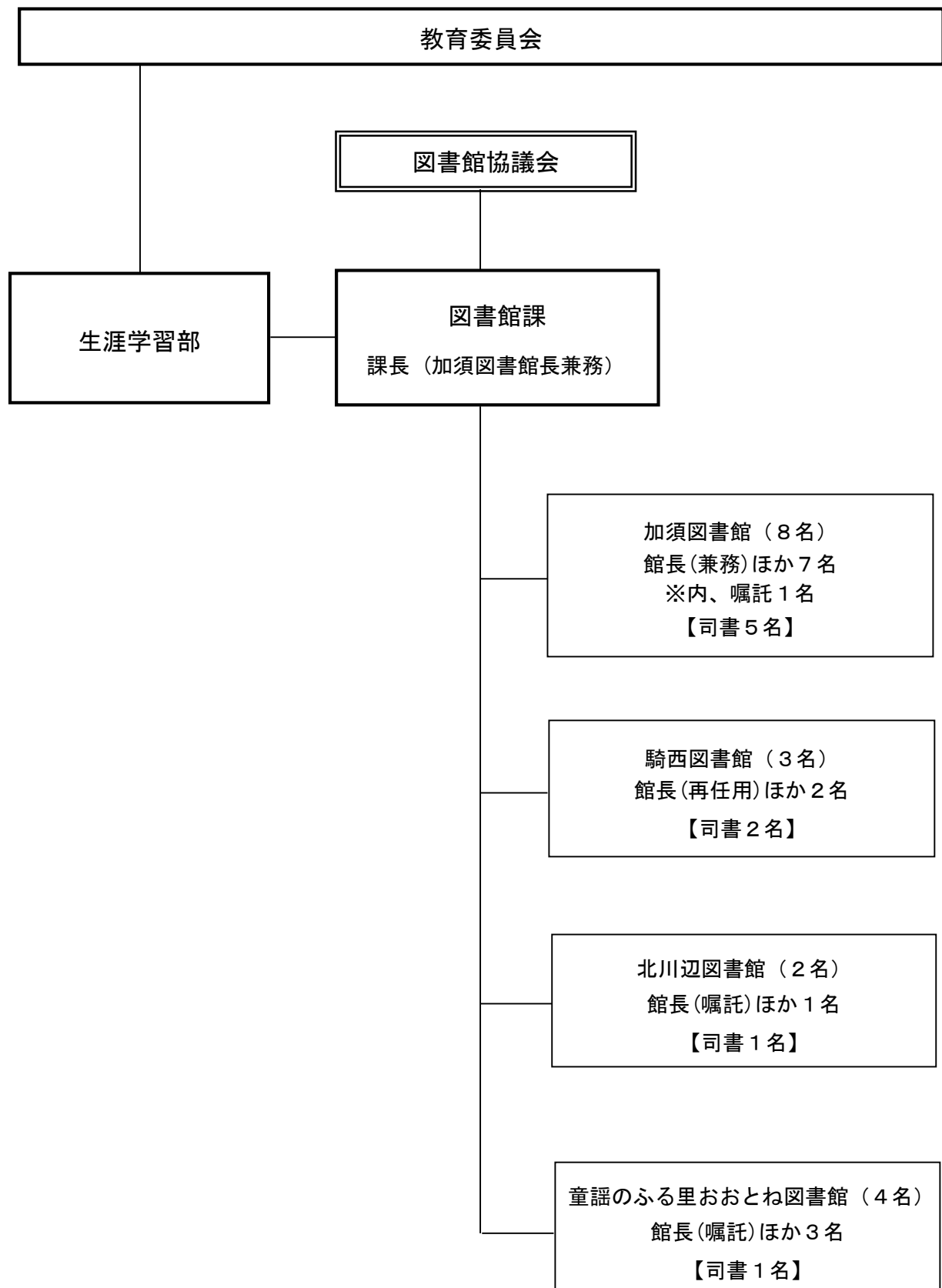
3 組織・職員配置・事務分掌

1 教育委員会事務局の機構



2 図書館の組織と職員配置（令和元年度）

令和元年5月1日現在



3 事務分掌

(1) 図書館課の事務分掌

- ① 図書館の運営及び保管に関すること。
- ② 図書館資料の館内館外利用に関すること。
- ③ 図書館資料の利用に係る統計に関すること。
- ④ 図書館資料の整備及び保存に関すること。
- ⑤ 図書館資料の選定及び受入れに関すること。
- ⑥ 図書館資料の相互貸借に関すること。
- ⑦ 読書相談及び参考調査に関すること。
- ⑧ 読書会に関すること。
- ⑨ 図書館の各種行事に関すること。
- ⑩ 図書館資料の寄贈及び寄託に関すること。
- ⑪ 図書館資料の複写に関すること。
- ⑫ 官公署、学校その他関係機関等との連絡調整に関すること。
- ⑬ 図書館の広報に関すること。
- ⑭ その他図書館の奉仕に関すること。
- ⑮ 市史図書の頒布に関すること。
- ⑯ 加須市立図書館協議会に関すること。

4 加須市立図書館の概要

1 市内4館の概要

本市には、現在4つの図書館があります。その概要は次のとおりです。

	加須図書館	騎西図書館	北川辺図書館	童謡のふる里 おおとね図書館
所 在 地	中央2-4-17	根古屋633-10	麦倉1473-1	琴寄597-1
延床面積	2,480㎡	1,291㎡	1,032㎡	1,672㎡
開 館	H16.11.7	H16.4.8	H16.12.14	H16.3.14
収蔵能力	26万冊	12万冊	10万冊	13万冊
形 態	複合館	複合館	複合館	単独館
開館時間	9:30～20:00	9:30～18:00		
休 館 日	・毎週火曜日・館内整理日（土・日及び祝日に当たる場合は直後の定期休館日以外の平日） ・年末年始（12月29日～1月4日） ・特別整理期間	・毎週月曜日・館内整理日（土・日及び祝日に当たる場合は直後の定期休館日以外の平日） ・年末年始（12月29日～1月4日） ・特別整理期間		
貸出可能 点数及び 貸出期間	図書・雑誌・紙芝居 20冊まで15日間 CD・ビデオ・DVD 3点まで8日間			
利用者用 インター ネット端 末の台数	2台	1台	1台	2台

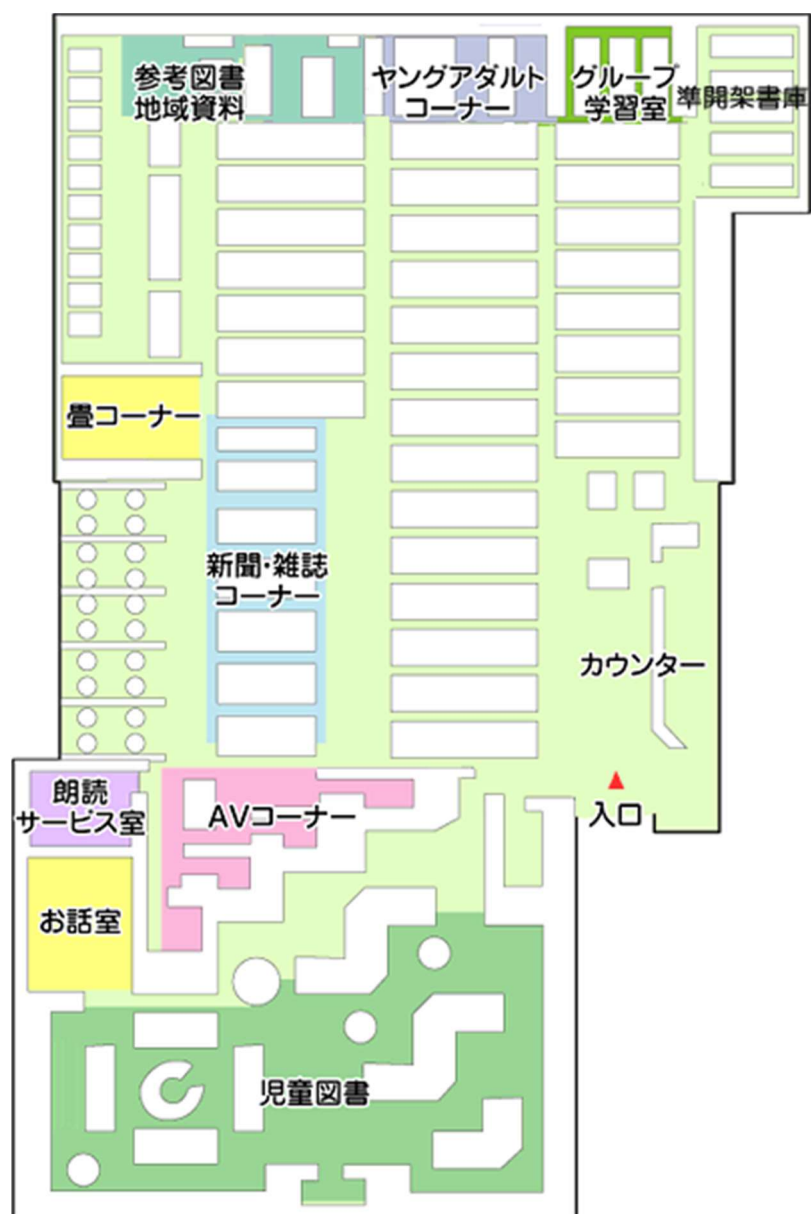
2 各図書館の配置図

◇加須図書館





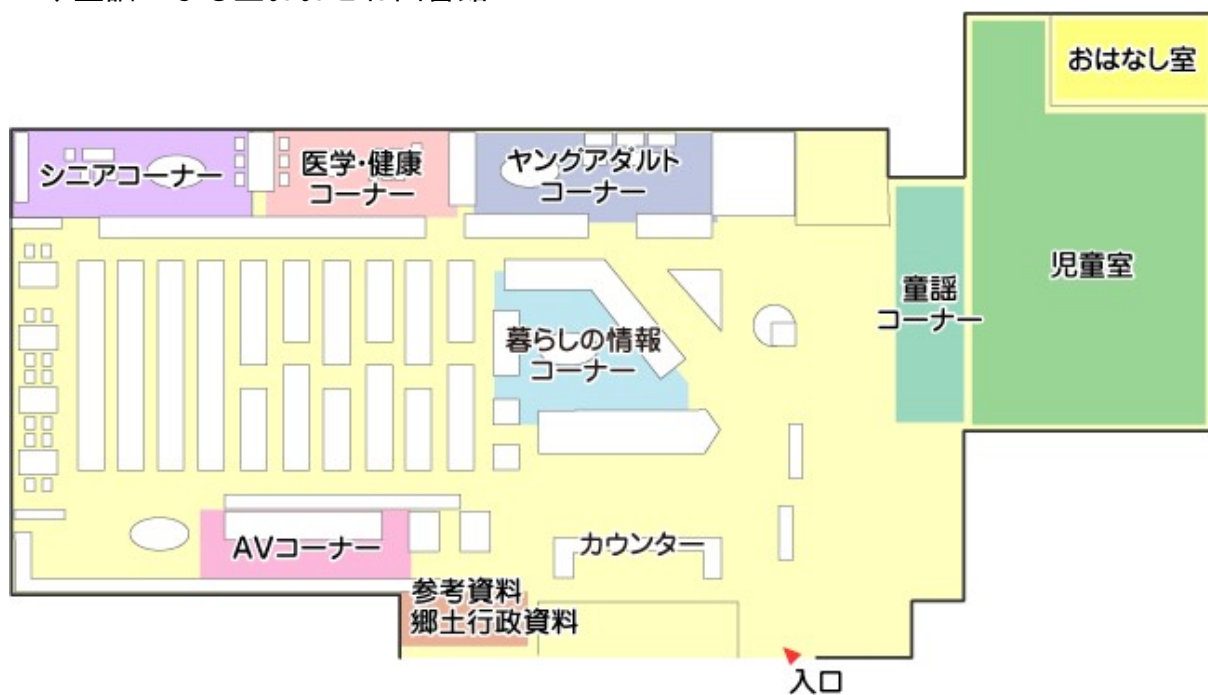
◇ 騎西図書館



◇北川辺図書館



◇童謡のふる里おおとね図書館



3 図書環境及び利用状況

(1) 蔵書数(平成30年度末現在)

	加須図書館	騎西図書館	北川辺図書館	童謡のふる里 おおとね図書館	合 計
奉仕対象人口 (H31.4.1現在)	68,386 人	19,263 人	11,356 人	14,160 人	113,165 人
蔵書数(図書)	255,853 冊	117,574 冊	84,499 冊	115,194 冊	573,120 冊
蔵書数(雑誌)	7,523 冊	5,856 冊	4,924 冊	5,070 冊	23,373 冊
蔵書数(A V)	3,031 点	4,359 点	2,301 点	3,260 点	12,951 点
蔵書数(合計)	266,407 点	127,789 点	91,724 点	123,524 点	609,444 点
人口1人当たりの図書蔵書冊数	3.74 冊	6.63 冊	7.44 冊	8.14 冊	5.06 冊

(2) 利用状況(平成30年度)

	加須図書館	騎西図書館	北川辺図書館	童謡のふる里 おおとね図書館	合 計
来 館 者 数	196,265 人	111,050 人	74,920 人	85,409 人	467,644 人
貸出利用人数	90,430 人	30,031 人	17,978 人	38,557 人	176,996 人
貸出数(図書) ※雑誌を含む	214,181 冊 (187,146 冊)	108,329 冊 (96,654 冊)	66,516 冊 (42,102 冊)	164,968 冊 (83,732 冊)	553,994 冊 (409,634 冊)
貸出数(A V)	10,613 点 (9,313 点)	8,841 点 (7,437 点)	4,897 点 (3,323 点)	8,558 点 (4,352 点)	32,909 点 (24,425 点)
人口1人当たりの図書貸出数	3.13 冊	5.62 冊	5.86 冊	11.65 冊	4.90 冊

※Webは加須図書館に含む ()内は、市内

(3) 登録者数(平成30年度末現在)

	児 童	一 般	合 計
加 須 図 書 館	3,954 人	19,213 人	23,167 人
騎 西 図 書 館	1,595 人	8,091 人	9,686 人
北 川 辺 図 書 館	690 人	5,158 人	5,848 人
童謡のふる里おおとね図書館	1,036 人	11,586 人	12,622 人
合 計	7,275 人	44,048 人	51,323 人

◇平成30年度末蔵書数の内訳

図書資料

(単位:冊)

	一般資料	児童書	雑誌	図書計
加須図書館	181,165	74,688	7,523	263,376
騎西図書館	84,376	33,198	5,856	123,430
北川辺図書館	55,382	29,117	4,924	89,423
童謡のふる里おおとね図書館	83,016	32,178	5,070	120,264
計	403,939	169,181	23,373	596,493

視聴覚資料

(単位:点)

(単位:点)

	CD	ビデオ	DVD	合計
加須図書館	1,184	561	1,286	3,031
騎西図書館	2,297	440	1,622	4,359
北川辺図書館	1,275	225	801	2,301
童謡のふる里おおとね図書館	1,863	466	931	3,260
計	6,619	1,692	4,640	12,951

蔵書合計
266,407
127,789
91,724
123,524
609,444

◇平成30年度貸出数の内訳

図書資料

(単位:冊)

	一般書	児童書	雑誌	図書計
加須図書館	131,642	66,767	15,772	214,181
騎西図書館	58,418	41,197	8,714	108,329
北川辺図書館	38,666	21,305	6,545	66,516
童謡のふる里おおとね図書館	85,963	63,190	15,815	164,968
合 計	314,689	192,459	46,846	553,994

※ Web は加須図書館に含む

視聴覚資料

(単位:点)

(単位:点)

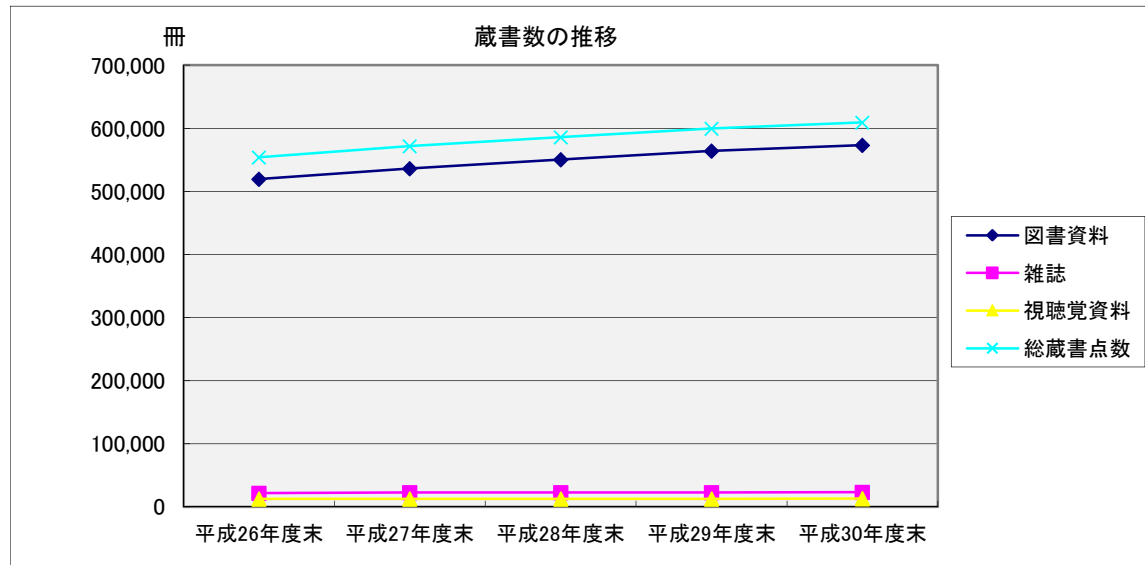
	CD	ビデオ	DVD	その他	合 計	貸出合計
加須図書館	3,686	233	6,694	0	10,613	224,794
騎西図書館	3,538	3	5,300	0	8,841	117,170
北川辺図書館	1,965	27	2,905	0	4,897	71,413
童謡のふる里おおとね図書館	4,278	104	4,176	0	8,558	173,526
合 計	13,467	367	19,075	0	32,909	586,903

※ Web は加須図書館に含む

◇蔵書数の推移

(単位:冊)

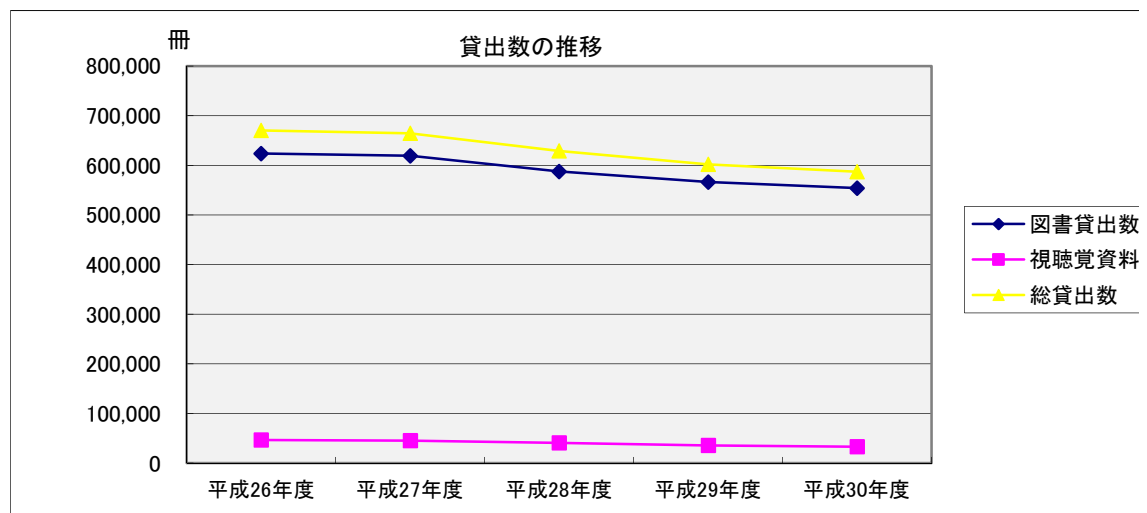
	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
図書資料	519,696	536,518	550,663	564,004	573,120
雑誌	21,884	22,820	22,622	22,953	23,373
視聴覚資料	12,529	12,623	12,791	12,855	12,951
総蔵書点数	554,109	571,961	586,076	599,812	609,444



◇貸出数の推移

(単位:冊)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
図書貸出数	624,033	619,526	588,097	566,328	553,994
視聴覚資料	46,450	45,203	40,730	35,532	32,909
総貸出数	670,483	664,729	628,827	601,860	586,903



◇平成30年度 月ごとの貸出冊数及び利用者数 【全数(個人・団体・相互貸借)】

図書館名	月	開館日数	貸 出 冊 数				利用人数
			図 書	雑 誌	AV資料	合 計	
加 須	4	25	13,590	1,109	748	15,447	4,410
	5	24	13,260	959	816	15,035	4,274
	6	26	16,196	1,034	815	18,045	4,845
	7	25	15,844	1,007	800	17,651	4,923
	8	26	16,944	1,056	972	18,972	5,372
	9	25	14,934	1,072	761	16,767	4,684
	10	24	13,898	940	675	15,513	4,294
	11	25	14,536	1,019	719	16,274	4,610
	12	24	13,925	1,051	760	15,736	4,461
	1	22	13,803	1,010	656	15,469	4,182
	2	18	11,513	845	610	12,968	3,575
	3	27	15,235	1,141	975	17,351	4,946
	小 計	291	173,678	12,243	9,307	195,228	54,576
	月平均		14,473	1,020	776	16,269	4,548
騎 西	4	25	8,415	732	726	9,873	2,544
	5	24	8,236	671	709	9,616	2,491
	6	26	9,279	750	856	10,885	2,725
	7	24	9,410	778	791	10,979	2,688
	8	27	11,310	817	868	12,995	3,237
	9	25	9,877	817	778	11,472	2,684
	10	24	8,499	678	622	9,799	2,498
	11	25	9,214	749	744	10,707	2,624
	12	24	8,655	732	708	10,095	2,416
	1	22	8,369	718	667	9,754	2,287
	2	23	9,393	770	742	10,905	2,537
	3	22	7,732	686	630	9,048	2,214
	小 計	291	108,389	8,898	8,841	126,128	30,945
	月平均		9,032	742	737	10,511	2,579
北川辺	4	25	4,887	572	356	5,815	1,481
	5	24	5,042	495	341	5,878	1,432
	6	26	5,390	596	420	6,406	1,625
	7	24	5,803	555	328	6,686	1,696
	8	27	6,363	634	462	7,459	1,888
	9	25	5,499	633	374	6,506	1,660
	10	24	5,120	516	422	6,058	1,518
	11	25	4,966	488	443	5,897	1,518
	12	24	5,293	550	489	6,332	1,493
	1	22	4,563	539	367	5,469	1,384
	2	18	4,365	388	355	5,108	1,215
	3	27	5,548	638	540	6,726	1,722
	小 計	291	62,839	6,604	4,897	74,340	18,632
	月平均		5,237	550	408	6,195	1,552

図書館名	月	開館日数	貸 出 冊 数				利用人数
			図 書	雑 誌	AV資料	合 計	
童謡の ふる里 おおとね	4	25	12,418	1,445	614	14,477	3,164
	5	24	12,071	1,209	691	13,971	3,072
	6	26	13,409	1,338	811	15,558	3,447
	7	24	13,854	1,294	795	15,943	3,459
	8	27	15,438	1,320	916	17,674	3,998
	9	25	13,613	1,391	770	15,774	3,474
	10	24	12,165	1,303	711	14,179	3,187
	11	25	12,488	1,237	665	14,390	3,286
	12	24	12,593	1,381	660	14,634	3,115
	1	22	11,771	1,245	612	13,628	2,975
	2	23	12,755	1,362	682	14,799	3,180
	3	22	11,156	1,291	631	13,078	2,840
	小 計	291	153,731	15,816	8,558	178,105	39,197
	月平均		12,811	1,318	713	14,842	3,266
Web	4		2,923	307	112	3,342	3,342
	5		2,782	299	107	3,188	3,188
	6		3,000	323	110	3,433	3,433
	7		2,904	324	110	3,338	3,338
	8		3,044	278	126	3,448	3,448
	9		2,698	281	100	3,079	3,079
	10		2,942	321	123	3,386	3,386
	11		2,967	294	123	3,384	3,384
	12		2,582	330	107	3,019	3,019
	1		2,656	352	126	3,134	3,134
	2		2,281	251	72	2,604	2,336
	3		2,693	298	90	3,081	2,399
	小 計		33,472	3,658	1,306	38,436	37,486
	月平均		2,789	305	109	3,203	3,124
合 計			532,109	47,219	32,909	612,237	180,836
平 均	開館日(291日)平均		1,829	162	113	2,104	621
	月平均		44,342	3,935	2,743	51,020	15,069

◇広域利用の状況 平成30年度貸出数(個人・地区別・利用人数(延べ))

	地区	合計(冊)	合計(人)
加須	加須地域	159,372	45,228
	騎西地域	8,398	2,413
	北川辺地域	1,413	369
	大利根地域	3,372	1,039
	行田市	458	115
	羽生市	6,222	1,814
	鴻巣市	224	81
	久喜市	4,749	1,306
	その他県内	1,056	557
	茨城県	855	192
	栃木県	78	28
	群馬県	67	29
	その他	484	163
	合計	186,748	53,334

	地区	合計(冊)	合計(人)
騎西	加須地域	48,751	11,033
	騎西地域	54,119	15,448
	北川辺地域	406	92
	大利根地域	806	185
	行田市	1,037	574
	羽生市	2,583	604
	鴻巣市	1,924	478
	久喜市	6,504	1,283
	その他県内	283	107
	茨城県	188	45
	栃木県	77	18
	群馬県	6	3
	その他	486	161
	合計	117,170	30,031

	地区	合計(冊)	合計(人)
北川辺	加須地域	7,208	1,692
	騎西地域	293	103
	北川辺地域	35,499	10,206
	大利根地域	2,401	607
	行田市	132	45
	羽生市	317	101
	鴻巣市	20	7
	久喜市	1,224	302
	その他県内	1	1
	茨城県	16,892	3,312
	栃木県	648	178
	群馬県	6,600	1,364
	その他	178	60
	合計	71,413	17,978

	地区	合計(冊)	合計(人)
童謡の ふる里 おおとね	加須地域	33,486	6,987
	騎西地域	911	212
	北川辺地域	1,161	353
	大利根地域	52,371	13,069
	行田市	227	46
	羽生市	991	280
	鴻巣市	43	11
	久喜市	76,346	15,791
	その他県内	218	125
	茨城県	6,184	1,435
	栃木県	378	61
	群馬県	603	79
	その他	607	108
	合計	173,526	38,557

	地区	合計(冊)	合計(人)
Web	加須地域	14,299	13,978
	騎西地域	2,981	2,888
	北川辺地域	1,773	1,759
	大利根地域	4,792	4,628
	行田市	144	129
	羽生市	881	847
	鴻巣市	298	298
	久喜市	10,666	10,394
	その他県内	35	35
	茨城県	1,569	1,538
	栃木県	104	104
	群馬県	316	312
	その他	188	186
	合計	38,046	37,096

	地区	合計(冊)	合計(人)
全館 合計	加須地域	263,116	78,918
	騎西地域	66,702	21,064
	北川辺地域	40,252	12,779
	大利根地域	63,742	19,528
	行田市	1,998	909
	羽生市	10,994	3,646
	鴻巣市	2,509	875
	久喜市	99,489	29,076
	その他県内	1,593	825
	茨城県	25,688	6,522
	栃木県	1,285	389
	群馬県	7,592	1,787
	その他	1,943	678
	合計	586,903	176,996

個人貸出（対象別延べ人数）

	児童	一般	合計
加須	4,058	49,276	53,334
騎西	3,480	26,551	30,031
北川辺	1,150	16,828	17,978
おおとね	2,433	36,124	38,557
Web	2,780	34,316	37,096
計	13,901	163,095	176,996

団体貸出

	貸出団体数	貸出冊数
加須	77	7,979
騎西	50	8,685
北川辺	18	2,706
おおとね	35	4,182
Web	1	390
計	181	23,942

相互貸借

	借受冊数	貸出冊数
加須	1,294	501
騎西	504	273
北川辺	1,134	221
おおとね	141	397
計	3,073	1,392

◇平成30年度図書等回送記録

(冊数):図書等 (点数):CD・DVD・ビデオ

	加須図書館			騎西図書館			北川辺図書館			童謡のふる里 おおとね図書館			延 冊 点 数	回 送 日 数
	騎西 (冊数)	北川辺 (冊数)	おおとね (冊数)	加須 (冊数)	北川辺 (冊数)	おおとね (冊数)	加須 (冊数)	騎西 (冊数)	おおとね (冊数)	加須 (冊数)	騎西 (冊数)	北川辺 (冊数)		
	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)		
4月	1,313	782	1,122	1,244	311	689	698	225	535	1,264	588	583	9,354	18
	102	47	25	72	7	20	13	16	13	23	17	22	377	
平均	73	43	62	69	17	38	39	13	30	70	33	32	520	
	6	3	1	4	0	1	1	1	1	1	1	1	21	
5月	1,317	698	1,209	1,206	316	608	777	319	546	1,257	546	577	9,376	18
	104	36	39	63	9	34	13	8	37	34	17	17	411	
平均	73	39	67	67	18	34	43	18	30	70	30	32	521	
	6	2	2	4	1	2	1	0	2	2	1	1	23	
6月	1,248	644	1,105	1,290	305	569	759	313	503	1,297	601	553	9,187	17
	98	13	10	76	22	23	9	9	42	39	33	47	421	
平均	73	38	65	76	18	33	45	18	30	76	35	33	540	
	6	1	1	4	1	1	1	1	2	2	2	3	25	
7月	1,038	564	948	961	236	619	582	250	461	1,056	518	391	7,624	18
	72	16	26	77	11	19	11	6	32	26	35	30	361	
平均	58	31	53	53	13	34	32	14	26	59	29	22	424	
	4	1	1	4	1	1	1	0	2	1	2	2	20	
8月	1,424	812	1,410	1,391	325	662	726	306	619	1,463	720	724	10,582	18
	116	13	43	74	10	30	23	20	9	44	21	36	439	
平均	79	45	78	77	18	37	40	17	34	81	40	40	588	
	6	1	2	4	1	2	1	1	1	2	1	2	24	
9月	1,435	700	1,309	1,383	277	709	684	285	614	1,295	706	528	9,925	20
	79	31	34	78	9	41	16	11	34	31	53	42	459	
平均	72	35	65	69	14	35	34	14	31	65	35	26	496	
	4	2	2	4	0	2	1	1	2	2	3	2	23	
10月	1,144	624	1,060	1,091	274	619	652	304	469	1,189	651	491	8,568	18
	69	20	39	39	18	20	29	13	33	39	54	26	399	
平均	67	37	62	64	16	36	38	18	28	70	38	29	504	
	4	1	2	2	1	1	2	1	2	2	3	2	23	

◇平成30年度図書等回送記録

(冊数):図書等 (点数):CD・DVD・ビデオ

	加須図書館			騎西図書館			北川辺図書館			童謡のふる里 おおとね図書館			延 冊 点 数	回 送 日 数
	騎西 (冊数)	北川辺 (冊数)	おおとね (冊数)	加須 (冊数)	北川辺 (冊数)	おおとね (冊数)	加須 (冊数)	騎西 (冊数)	おおとね (冊数)	加須 (冊数)	騎西 (冊数)	北川辺 (冊数)		
	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)	(点数)		
11 月	1,420	661	1,309	1,456	342	744	681	343	540	1,308	736	594	10,134	17
	114	38	63	62	13	26	31	14	20	40	16	33	470	
平均	84	39	77	86	20	44	40	20	32	77	43	35	596	
	7	2	4	4	1	2	2	1	1	2	1	2	28	
12 月	1,253	723	1,056	1,161	351	611	628	283	491	1,153	574	615	8,899	14
	94	16	19	49	12	21	16	5	42	29	36	23	362	
平均	90	52	75	83	25	44	45	20	35	82	41	44	636	
	7	1	1	4	1	2	1	0	3	2	3	2	26	
1 月	1,506	627	1,163	1,298	289	581	654	326	658	1,324	680	634	9,740	18
	106	32	42	67	13	20	12	6	28	32	33	22	413	
平均	89	37	68	76	17	34	38	19	39	78	40	37	573	
	6	2	2	4	1	1	1	0	2	2	2	1	24	
2 月	983	484	902	1,298	243	655	545	227	534	999	675	550	8,095	17
	60	17	16	56	3	15	11	10	6	20	36	9	259	
平均	58	28	53	76	14	39	32	13	31	59	40	32	476	
	4	1	1	3	0	1	1	1	0	1	2	1	15	
3 月	1,453	698	1,155	1,360	285	540	618	285	685	1,077	545	705	9,406	18
	119	28	52	65	14	18	24	16	37	31	7	48	459	
平均	81	39	64	76	16	30	34	16	38	60	30	39	523	
	7	2	3	4	1	1	1	1	2	2	0	3	26	
合計	15,534	8,017	13,748	15,139	3,554	7,606	8,004	3,466	6,655	14,682	7,540	6,945	110,890	211
	1,133	307	408	778	141	287	208	134	333	388	358	355	4,830	
日平均	74	38	65	72	17	36	38	16	32	70	36	33	526	
	5	1	2	4	1	1	1	1	2	2	2	2	23	
月平均	1,295	668	1,146	1,262	296	634	667	289	555	1,224	628	579	9,241	
	94	26	34	65	12	24	17	11	28	32	30	30	403	

図書館利用案内

◆加須図書館(市民プラザかぞ内)

加須市中央2-4-17 ☎0480-61-8200

◆騎西図書館(騎西文化・学習センター キャッスルきさい内)

加須市根古屋633-10 ☎0480-73-3178

◆北川辺図書館(北川辺文化・学習センター みのり内)

加須市麦倉1473-1 ☎0280-62-4400

◆童謡のふる里おおとね図書館(ノイエ)

加須市琴寄597-1 ☎0480-78-2211

利用者カードをつくる

図書館資料を借りるには利用者カードが必要です。

資料利用申込書に記入して氏名住所が確認できるもの（在勤・在学の場合は社員証、学生証等も）を添えてカウンターへお出してください。利用者カードは市内4図書館共通です。

【利用者カードをつくれる方】

加須市内に在住・在勤・在学している方と、行田市、羽生市、久喜市、鴻巣市、茨城県古河市、栃木県栃木市、小山市、野木町、群馬県板倉町に在住の方

借りるときは

借りたい資料と利用者カードをカウンターへお持ちください。

図書・雑誌・紙芝居

20冊以内 15日以内

CD・ビデオ・DVD

3点以内 8日以内

*貸出冊(点数)は市内4図書館合わせての数です。

返すときは

返す資料は、開館時間中であれば、館内の返却カウンターへお持ちください。休館日、夜間等は返却ポストに入れてください。市内のどの図書館でも返却することができます。

ただし、CD・ビデオ・DVDは返却ポストに入れず、開館時間中に図書館の返却カウンターへお持ちください。

※おおとね図書館のみ、紙芝居も返却カウンターへお持ちください。

予約・リクエストをする

【予約・市内取り寄せ】

お探しの資料が貸出中、もしくは市内の他の図書館にある場合は予約ができます。リクエストカードに記入してカウンターへ提出するか、館内の検索機や図書館webサイトから予約してください。受け取り指定館にご用意でき次第ご連絡いたします。

ただし、視聴覚資料は指定館への取り寄せができません。所蔵館からの貸出です。

【リクエスト】

市内図書館で所蔵していない資料については、購入や県立図書館等から取り寄せてご用意します。リクエストカードに記入してカウンターへお申し出ください。(リクエストは市内在住の方に限ります。また、視聴覚資料は県立図書館所蔵の資料のみリクエストできます。)

パスワードを活用する

利用者カードを発行する際、パスワードを発行いたします。パスワードを使うと館内の検索機や図書館webサイトを通じて次の操作を自分で行うことができます。

○現在借りている資料の確認と延長

延長は1回のみ。期限切れ・予約がある資料はできません。

○市内4図書館で所蔵している資料の予約

CD・ビデオ・DVDは予約できません。

○メールアドレス、パスワードの変更

※新しい機能です。ぜひご活用ください。

★My本棚

本棚数は「読みたい本」「読んだ本」「フリー本棚」の3棚で、読みたい本やお気に入りの本の情報をそれぞれ200冊ストック（保存）することができます。

★読書マラソン

年度や月単位で読書数の目標を決め、それに向かって読書数を進めていく機能です。

★貸出履歴保存

My本棚の「借りた本」という本棚で、借りた本等の履歴が保存できます。

※パスワードを忘れた方は、利用者カードをお持ちの上カウンターへお申し出ください。

PC用(SSL対応) <https://www.library.kazo.saitama.jp/>

スマートフォン用(SSL対応) <https://www.library.kazo.saitama.jp/WebOpac/spopac/index.do>

携帯電話用(SSL対応) <https://www.library.kazo.saitama.jp/WebOpac/mobile/index.do>

メールアドレス tosho@city.kazo.lg.jp

いろいろなサービス

◇レファレンスサービス

本に関するお問い合わせや調べもののご相談をお受けします。お気軽にカウンターへお声かけください。

◇AVブース

所蔵しているCD・ビデオ・DVDを専用のブースで視聴できます。視聴したい資料と利用者カードをカウンターへお持ちください。

*カードがない方も視聴できます。

◇インターネット

インターネットが無料で1回30分間利用できます。ご希望の方はカウンターへお申し出ください。

*プリントアウト、メール、書き込み等はできません。

◇おはなし会

各図書館では定期的に、子ども向けのおはなし会を行っています。どなたでも無料で参加できます。予約は不要です。詳細については各図書館にお問い合わせください。

◇コピーサービス

図書館の資料に限り、著作権法の範囲内でコピーすることができます。資料複写申込書に記入してカウンターへお持ちください。

◇障がいのある方へのサービス

高齢の方には大きな活字の本や老眼鏡、拡大読書器をご用意しております。目の不自由な方へは図書館の資料などを各館対面朗読室で朗読します。

予約が必要ですので、ご希望の方は各図書館へお問い合わせください。

また、録音図書・雑誌や点字図書などを県立図書館等から取り寄せて貸出します。

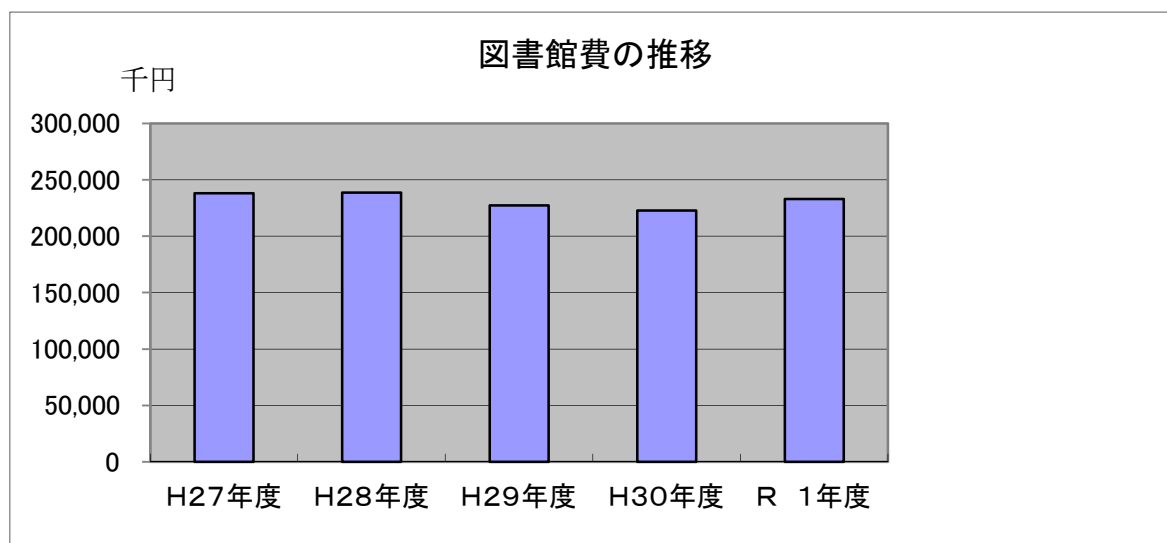
*このほかにもさまざまなサービスを提供しております。お問い合わせください。

5 予算と決算の状況

1 当初予算の状況(歳出)

単位:千円

	一般会計 A	教育費 B	社会教育費 C	図書館費 D	図書購入費 E
令和元年度	36,543,000	4,036,029	844,392	232,965	18,000
平成30年度	35,951,000	3,681,791	859,008	222,828	18,320
平成29年度	36,715,080	4,295,125	880,324	227,436	25,531
平成28年度	38,840,000	5,060,584	883,887	238,774	27,948
平成27年度	37,166,000	4,945,353	901,952	238,185	28,579



◇図書購入費の占める割合

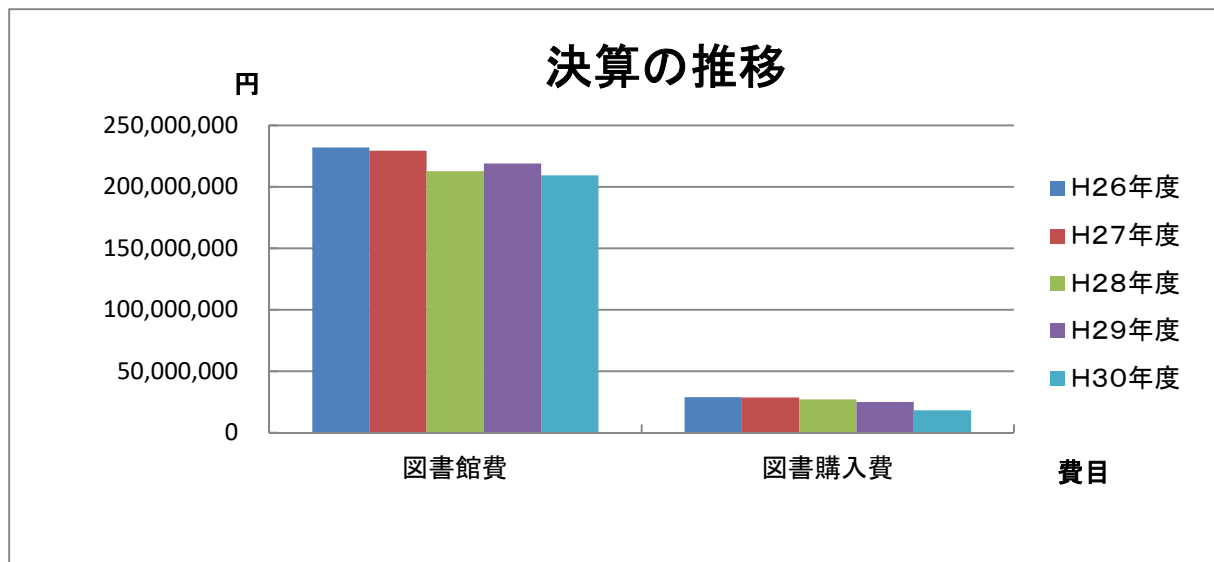
単位: %

	対一般会計 E/A	対教育費 E/B	対社会教育費 E/C	対図書館費 E/D
令和元年度	0.05	0.4	2.1	7.7
平成30年度	0.1	0.5	2.1	8.2
平成29年度	0.1	0.6	2.9	11.2
平成28年度	0.1	0.6	3.2	11.7
平成27年度	0.1	0.6	3.2	12.0

2 決算の状況(歳出)

単位:円

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
一般会計	37,099,570,139	37,786,676,063	41,466,594,604	38,646,507,124	38,345,446,054
教育費	4,139,947,625	4,651,390,626	4,478,927,685	5,543,654,111	4,834,065,331
社会教育費	1,037,390,187	846,369,716	807,773,204	820,710,858	805,474,886
図書館費	231,940,236	229,346,983	212,747,697	218,924,650	209,264,553
図書購入費	28,804,917	28,576,771	27,170,872	24,964,948	18,315,382



6 図書館協議会

(1) 加須市図書館協議会委員

H30. 4. 20現在

	選出区分	備 考
岡安 紀元	学識経験者	委員長
梅澤 哲雄	学識経験者	副委員長
大谷 貴子	学識経験者	
黒川 スミ子	学識経験者	
秋山 勝雄	学識経験者	
加藤 道雄	学識経験者	
峰岸 浩子	社会教育関係者	読書活動団体代表（市民読書会）
小熊 みつぎ	家庭教育向上に資する活動を行う者	読書活動団体代表（騎西子どもおはなし会）
寺井 次郎	学校教育関係者	田ヶ谷小学校長
駒宮 正行	学校教育関係者	大利根中学校長

*任期は令和3年1月15日まで

(2) 平成30年度図書館協議会

回	開催日	主 な 議 題
第1回	平成30年 8月23日(木)	・第2次加須市子ども読書活動推進計画進捗状況について ・平成29年度加須市立図書館利用状況について ・平成30年度行事予定について
第2回	平成31年 1月16日(水)	・平成30年度加須市立図書館要覧について ・図書館まつりについて

備考. 図書館協議会

図書館協議会とは、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」（図書館法第14条第2項）とされています。加須市立図書館協議会の委員の定数は10人以内、任期は2年間で、本市の図書館活動の振興策を協議しています。協議会の設置については加須市立図書館協議会条例に、運営については加須市立図書館協議会運営規則に定めがあります。

7 実施事業

平成30年度図書館事業

(1) 絵本との親子ふれあい事業

事業名	事業内容	日にち・回数・参加人数
ブックスタート	各地域の保健センターで行われる9～10か月児健診の際、乳幼児向けの絵本・乳幼児用絵本リスト・図書館の案内・読書記録ノートなどを配布し、ボランティアによる読み聞かせを実施。希望者には利用者カードをその場で発行するサービスを行った。(全館)	実施回数：加須 年12回、 騎西・北川辺・大利根 年6回 ボランティア延人数：116人 絵本配布数：664冊 利用者カード登録者数：428人
「パパ・ママと いっしょに絵本 とわらべうた」講 座	事業のフォローアップとして、絵本やわらべうたをとりいれた継続的な子育て支援のための講座を開催した。(騎西) 対象 1～3歳の幼児とその保護者 講師 地域文庫主宰、浦和子どもの本連絡会 会員 吉田優子 氏	平成30年9月9日 参加延べ人数：17人
4～6歳児向け 絵本リスト配布	保育園・幼稚園の対象者に絵本リストを配布。絵本を選ぶ際の一助として活用してもらう。	平成30年5月

(2) ブックトーク・おはなし会・研修会

事業名	事業内容	日にち・回数・参加人数
ブックトーク・ おはなし会	市内の学校や幼稚園、公民館等から依頼を受け、司書もしくは司書とボランティアが出向いて、子どもたちにおはなし(昔話・物語などを覚えて語ること)、絵本の読み聞かせ、ブックトーク(テーマに沿った本の紹介)などを行った。(全館)	実施校：加須小、大桑小、 種足小、鴻荃小、 元和小 延べ実施回数：22回 延べ対象児童数：629人
読み聞かせ・お はなしボランテ ィア向け研修会	おはなしボランティアの資質の向上と、おはなし会等の活動を通じた地域ボランティア活動の活性化を目的に、「絵本の読み聞かせ研修」を行った。(北川辺) 講師：五十嵐 静江氏(元公共図書館員)	第1回 平成30年11月6日 第2回 平成30年11月20日 参加延べ人数：44人

(3) 大人のためのおはなし会

事業名	事業内容	日にち・回数・参加人数
大人のための おはなし会	ストーリーテリング 講師 浦和子どもの本連絡会 柴崎 妙子氏 (おおとね)	平成31年2月1日 参加人数：29人

(4) おはなし会 (R1.5.1現在)

館 名	団体名	曜日・時間
加須図書館	・おはなし文庫ラビット ・ひまわり文庫 ・たんぼぼ	第1～3 土曜日 PM 2:00 第4、5 土曜日 PM 2:00 毎週木曜日 AM11:00
騎西図書館	・おはなしよんでの会たまたま箱 ・騎西子どもおはなし会 ・お話ながつき	第3 土曜日 PM 2:00 第4 土曜日 AM10:30 第3 金曜日 AM10:30
北川辺図書館	・おはなしの森 ・おはなしさくらんぼ ・おはなしくれよん ・としょかんくらぶピッピ	毎週土曜日 PM 3:00 第2、4 木曜日 AM11:00 第1、3、5 木曜日 AM11:00 毎月最後の日曜日 PM 2:00
おおとね図書館	・ピーカーブー ・なのはな文庫	第1、3 木曜日 AM10:30 第2、4 土曜日 PM 2:30

(5) 出張おはなし会 ※平成30年度から新規事業

場 所	事業内容	日にち・回数・参加人数
プラザきさい 3階キッズルーム	騎西図書館の職員及びボランティアによる、 絵本の読み聞かせ、手あそびなど。 対象 0～3歳位の乳幼児とその保護者	平成30年6月から毎偶数月 (全5回) 参加延べ人数：122人

(6)図書館まつり開催事業

① 加須図書館 11月23日(土) 来館者 1,133人

行 事	事 業 内 容	事 業 実 績
展示 (9:30～)	場所：2階入口付近 内容：図書館所蔵のサイン本の展示 読書会の紹介（5団体） 加須市読書会連絡協議会の活動報告 場所：2階記載台 内容：本de手作り作品展	サイン本の展示 読書会の活動紹介 加須市読書グループ連絡協議会 で実施した文学散歩、講演会等の活動を報告 図書館スタッフが図書館所蔵本を見て作った作品や、関連本の展示
古本市・雑誌リサイクル (9:30～16:30)	場所：古本市 1階集会室 雑誌 2階記載台付近 内容：市民や利用者から募集した古本及び保存期限切れの雑誌を無料で配布。（1人古本20冊、雑誌10冊まで）	古本：配布冊数1,866冊 雑誌：配布冊数 503冊 ※雑誌の残りは数日間2階記載台前にて配布
クイズラリー (9:30～16:30)	場所：2階児童開架室 内容：児童カウンターで受付し、クイズラリーのやり方を説明後、解答用紙を配布。問題を解いたらカウンターで答え合わせと景品の提供を行う。景品は雑誌の付録等。	参加者57人 (対象：小学生まで)
オリジナルしおり配布 (9:30～)	場所：貸出カウンター（1階・2階） 内容：1・2階の貸出カウンターで資料の貸出・返却を行った利用者で希望者に配布。	レシートが入るしおりと四季のしおりの2種類： 配布数183枚 ※残りは後日無くなるまでカウンターで配布
絵本の主人公になってみよう (9:30～16:30)	場所：2階児童開架室 内容：背景画をバックに絵本の主人公になりきって自身の携帯電話などで撮影してもらう。	参加者32組 桃太郎・魔女
読書お役立ちグッズinガラポン (9:30～16:30)	場所：2階中央カウンター 内容：本を借りた方対象に、おまけが入ったガチャ玉がでてくる手作りガラポンを設置。おすすめ本の書誌カードを別に用意した。	配布数110個 (好評につき14:00で終了)
紙芝居 (10:30～10:50)	場所：2階おはなしコーナー 内容：図書館職員による手作りの紙芝居。加須市のジャンボこいのぼりなどが登場するオリジナル脚本「ジャンボこいのぼりといたずらまじょ」を上演。	参加者 18 人

行 事	事 業 内 容	事 業 実 績
作ってみよう！ オリジナルしおり（工作） （10：00～13：30）	場所：2階グループ学習室 内容：オリジナルしおりの作成	参加者40人
おはなし会 （11：00～たんぽぽ） （13：30～ひまわり文庫） （14：00～おはなし文庫 ラビット）	場所：2階おはなしコーナー 内容：ボランティアによるおはなし会。 手遊び、ストーリーテリングや絵本の 読み聞かせ等	参加者62人
講演会	場所：市民プラザかぞ302会議室 講師：小名泰裕氏（県民活動支援セン ター、さいたま市民講師） 演題：司馬遼太郎と「竜馬がゆく」の あれこれ！ 加須市読書連絡協議会・加須図書館主催	参加者44人



古本市



絵本をつくろう(子ども工作)



読書お役立ちグッズ in ガラポン



絵本の主人公になってみよう



講演会

② 騎西図書館 11月3日(土) 来館者 1,040人

行 事	事 業 内 容	事 業 実 績
雑誌リサイクル (9:30～)	場所：カウンター前 内容：市民や利用者から募集した古本及び保存期限切れの雑誌を無料で配布。1人10冊まで	配布冊数514冊 ※残りは数日間カウンター前にて配布
図書館クイズ (9:30～)	場所：児童室 内容：カウンターで受付し、図書館クイズの説明後、解答用紙を配布。問題は児童室内に掲示。解答の確認と景品の提供はカウンターにて。	参加者140人 (対象：小学生まで)
貸出先着プレゼント (9:30～)	場所：貸出カウンター 内容：貸出を行った利用者に、記念品の手作りブックカバー、切り紙しおりを配布。	配布数 ブックカバー 55枚 切り紙しおり 60枚
物語の登場人物になろう！ (9:30～)	場所：対面朗読室 内容：物語「ピーターパン」に出てくる登場人物の衣装を着て写真撮影。	参加者35人 (対象：3才～小学生低学年程度)
特集展示：ベストセラーで平成をふりかえる (9:30～)	場所：グループ学習室 内容：平成元年から29年までの間に話題になった本を展示。	展示資料91冊
手品・バルーンアート (13:00～)	場所：屋外テラス 内容：地元ボランティアによる、手品とバルーンアートの演出・風船配布。	参加者47人(大人23人、児童24人)
おはなし会① (10:00～ 4歳以上)	場所：おはなし室 内容：ボランティア「騎西子どもおはなし会」によるおはなし会。絵本の読み聞かせ、手遊び	参加者20人(大人6人、児童14人)
おはなし会② (11:00～ 0歳以上)	場所：おはなし室 内容：ボランティア「お話ながつき」によるおはなし会。絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊び	参加者12人(大人5人、児童7人)
おはなし会③ (14:00～ 4歳以上)	場所：おはなし室 内容：ボランティア「おはなしよんでの会たまたま箱」によるおはなし会。絵本の読み聞かせ、手遊び	参加者17人(大人4人、児童13人)



雑誌リサイクル



手品・バルーンアート

③ 北川辺図書館 10月27日（土） 来館者 537人

行 事	事業内容	事業実績
リサイクルフェア 雑誌&古本市 9:30～16:30	場所：図書館出入り口 内容：市民や利用者から募集した古本等や除籍雑誌を無料で配布。	配布冊数計922冊 ※残った古本は加須館へ（22冊）
クイズラリー 9:30～16:30	場所：児童勉強机等 内容：カウンターで問題用紙を配布。 初級編・上級編に分け問題計10問は児童勉強机等に掲示。カウンターで解答用紙と景品（しおり）の提供。	初級編参加者53人 上級編参加者33人
おはなし会① （対象：おとな） 11:00～11:30	場所：おはなしのへや 内容：臨時職員加藤氏によるおはなし会。ストーリーテリング。	参加者5人
おはなし会② （対象：0歳から） 13:30～13:50	場所：おはなしのへや 内容：ボランティア「おはなしくれよん」によるおはなし会。手遊びと絵本の読み聞かせ。	参加者19人（児童11人）
おりがみでまじょをおろ う！ 13:50～14:50	場所：児童ソファ 内容：ボランティア「おはなしの森」の協力を得て、折り紙で魔女を作成。	参加者51人
ハロウィンカードをつ くろう！ 13:50～14:50	場所：カウンター前 内容：ジュニアリーダースクラブ2名の協力を得て、ハロウィンカードを作成。	参加者40人
おはなし会③ （対象：0歳から） 15:00～15:30	場所：おはなしのへや 内容：ボランティア「おはなしの森」によるおはなし会。手遊びと絵本の読み聞かせ。	参加者40人（児童23人）



おはなし森のおはなし会



ハロウィンカードをつくろう！

④ 童謡のふる里おおとね図書館 10月27日(土) 来館者599人

行 事	事業内容	事業実績
トーンチャイム演奏 (9:20~9:30)	場所：エントランスホール 内容：トーンチャイム「さくら」によるトーンチャイムの演奏。曲目「野菊」、「紅葉」、「小さな世界」、「ふるさと」の4曲。	参加者31人
ピーカーブーの おはなし会 (10:30~11:00)	場所：おはなし室 内容：ボランティア「ピーカーブー」による0歳から3歳までを対象としたおはなし会。手遊び、紙芝居、絵本の読み聞かせ。	参加者19人 (大人8人、幼児11人)
マジックショー (11:00~11:45)	場所：けやきテラス 内容：ボランティアグループ「大利根マジッククラブ」によるマジックショー。	参加者36人 (大人21人、児童15人)
紙であそぼう！ (13:30~14:10)	場所：多目的室 内容：当館臨時職員3名による折り紙を使ったガーランドの工作教室。	参加者17人 (大人7人、児童10人)
なのはな文庫の おはなし会 (14:30~15:00)	場所：おはなし室 内容：ボランティア「なのはな文庫」による4歳以上を対象としたおはなし会。紙芝居、すばなし、絵本の読み聞かせ。	参加者5人 (大人3人、児童2人)
秋のこうさく (15:10~16:00)	場所：おはなし室 内容：「なのはな文庫」のメンバーである斎藤氏による、どんぐりや松ぼっくりなどの木の実を使った工作教室。	参加者21人 (大人9人、児童12人)
古 本 市 (9:30~16:00)	場所：多目的室 内容：市民や利用者から募集した古本及び保存期限切れの雑誌を無料で配布。(1人10冊、雑誌の付録1点まで)	配布冊数1,114冊 ※残りは引き続き館内で提供。
汚・破損本の展示コーナー (9:30~18:00)	場所：一般開架室 内容：汚・破損した本を展示し、利用者に対するマナー向上の呼びかけ。	

行 事	事業内容	事業実績
スタンプラリー (9:30~16:00)	場所：児童室 内容：児童カウンターで受付、解答用紙を配布した。質問は児童室内に掲示、解答の確認と景品の提供は児童カウンターにて行った。(景品は1人1点まで)	参加者46人 (対象：児童)
昔の道具（もの）たち (9:30~18:00)	場所：一般開架室 内容：計算機、電話等の昔の道具の展示	



トーンチャイム演奏



マジックショー



紙であそぼう！



秋の工作



スタンプラリー



おはなし会

(7)障がい者サービス事業

事業名	事業内容	日にち・回数・参加人数
障がい者サービス	○対面朗読サービス、図書館資料を録音してテープを作成し、希望者に郵送するサービスを行った。（騎西）	テープによる提供26回 デイジーによる提供10回

(8)その他の事業

- 「図書館だより」（年4回）、「こどもとしょかんだより」（小学校低・中・高学年向け各年2回と図書館まつり号）、中学生向け図書館だより「Y o m u A u」（年1回）の発行
- 読書記録ノートの配布
（配布数：乳幼児 782部、小学校低学年 341部、小学校高学年 196部、中高生 86部、一般用 205部）
- 施設（図書館）見学の受入
- 中学校社会体験学習、教職員研修、社協ボランティア研修等の受入
- 貸出票広告
- 図書館資料等を活用した行政情報のP Rの実施（平成30年9月に「図書館資料等を活用した行政情報のP Rに関する事務取扱要領」を策定し、9件のP Rを行った。）

8 条例・規則等

◇図書館に関する条例・規則・要綱等

○加須市立図書館条例

平成22年3月23日

条例第91号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
加須市立加須図書館	加須市中央二丁目4番17号
加須市立騎西図書館	加須市根古屋633番地10(加須市騎西文化・学習センター内)
加須市立北川辺図書館	加須市麦倉1473番地1(加須市北川辺文化・学習センター内)
加須市立童謡のふる里おおとね図書館	加須市琴寄597番地1

(平成24条例36・一部改正)

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成24年条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○加須市立図書館条例施行規則

平成22年3月23日

教委規則第37号

改正 平成23年3月28日教委規則第2号

平成29年3月29日教委規則第3号

平成29年12月27日教委規則第5号

平成30年3月29日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び加須市立図書館条例（平成22年加須市条例第91号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 加須市立図書館（以下「図書館」という。）は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する事業及び図書館の設置目的を達成するため必要な事業を行う。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、別表のとおりとする。ただし、図書館課長（以下「課長」という。）が必要と認めるときは、加須市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 図書館の利用時間は、加須図書館にあっては午前9時30分から午後8時までとし、それ以外の図書館にあっては、午前9時30分から午後6時までとする。

2 課長又は図書館長（以下「館長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(入館者の遵守事項)

第5条 図書館の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (3) 許可を受けずに広告物を配布し、若しくは掲示し、又は壁、机等に落書きをしないこと。

(4) 喫煙をしないこと。

(利用の制限)

第6条 課長又は館長は、この規則に反し、又は図書館運営上支障を来すおそれのある者に対し、図書、記録その他の図書館資料（以下「資料」という。）の貸出し若しくは閲覧又は施設の利用を制限することができる。

(損害の賠償)

第7条 自己の責めに帰すべき理由により、図書館の施設を損傷し、又は資料を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又は損害を賠償しなければならない。

(館外利用)

第8条 資料の館外利用をすることのできる者は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、この限りでない。

(1) 加須市、行田市、羽生市、鴻巣市、久喜市、茨城県古河市、栃木県栃木市、栃木県小山市、栃木県下都賀郡野木町若しくは群馬県邑楽郡板倉町（以下「市内等」という。）に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学している者（以下「個人」という。）

(2) 市内の事業所、機関又は地域文庫若しくは読書会等で館長が認めるもの（以下「団体」という。）

(平成29教委規則5・一部改正)

第9条 資料の館外利用をしようとする者（以下「館外利用者」という。）は、住所を確認できるものを添えて資料利用申込書（様式第1号）を課長又は館長に提出し、利用者カード（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 館外利用者は、資料の貸出しを受けようとするときは、利用者カードを課長又は館長に提出しなければならない。

3 館外利用者は、利用者カードを亡失したとき、又は資料利用申込書の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を課長又は館長に届け出なければならない。

4 館外利用者は、利用者カードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(利用数及び期間)

第10条 個人で館外利用できる図書資料の数は、20以内とし、その期間は15日以内とする。

- 2 視聴覚資料については、3以内とし、その期間は8日以内とする。
- 3 団体の館外利用できる資料の数は、100以内とし、その期間は1箇月以内とする。
- 4 貴重図書、参考図書、郷土資料、地方行政資料その他館長が特に指定した資料は、館外利用をすることができない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、特別な理由により課長又は館長が許可したときは、この限りでない。

(参考調査)

第11条 資料の利用相談又はその他調査研究に必要な資料（以下「参考資料」という。）を求めようとする者は、口頭、文書、電話等の方法により、課長又は館長に依頼することができる。

(参考調査の範囲)

第12条 参考調査の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 参考資料の紹介
 - (2) 参考資料の所在箇所、専門的調査機関等に係る情報の提供
- 2 課長又は館長は、依頼された事項について不相当と認めるときは、参考調査に応じないことができる。

(複写の申込み)

第13条 資料の複写を依頼しようとする者は、資料複写申込書（様式第3号）を課長又は館長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、複写することが適当でないと認められるものについては、許可しないものとする。

- 2 資料の複写を依頼しようとする者は、実費を負担しなければならない。

(資料の寄贈及び寄託)

第14条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

- 2 図書館に資料を寄贈しようとする者は、課長又は館長にその旨を申し出るものとする。
- 3 寄託資料は、図書館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、館外利用については、寄託者の承認を得なければならない。
- 4 寄託資料は、寄託者の要求又は図書館の都合により、寄託者に返却することができる。
- 5 図書館は不慮の災害等による寄託資料の損害に対して、その責めを負わない。

(館長の専決事項)

第15条 館長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の事務分担に関すること。
- (2) 職員の出張及び復命に関すること。
- (3) 職員の年次休暇に関すること。
- (4) 職員の時間外勤務及び休日勤務に関すること。
- (5) 資料の利用に関すること。
- (6) 資料の選定及び廃棄に関すること。
- (7) 資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (8) 資料その他物品の収受に関すること。
- (9) 閉館時間の伸縮に関すること。
- (10) 施設、設備等の維持管理に関すること。
- (11) 官公署、学校その他関係機関等照会連絡及び回答に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(平成30教委規則1・旧第16条繰上)

(課長の具申)

第16条 課長は、次の事項につき加須市教育委員会に具申することができる。

- (1) 図書館に関する規則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 職員の任免その他人事に関すること。
- (3) 図書館の組織に関すること。
- (4) 図書館運営上重要と認められること。

(平成30教委規則1・旧第17条繰上)

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て課長が別に定める。

(平成30教委規則1・旧第18条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加須市立図書館管理運営規則（平成7年加須市教育委員会規則第5号）、騎西町図書館管理運営規則（平成16年騎西町教育委員会規則第1号）、北川辺町立図書館管理運営規則（平成16年北川辺町教育委員会規則第6号）又は大利根町童謡のふる里図書館管理運営規則（平成16年大利根町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第8条第1号中「栃木県栃木市」とあるのは、平成22年3月30日までは、「栃木県下都賀郡藤岡町」と読み替えるものとする。

附 則（平成23年教委規則第2号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第5号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教委規則第1号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

名称	休館日
加須市立加須図書館	(1) 火曜日（この日が国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日(毎月末日。この日が日曜日及び土曜日並びに(1)及び(2)に規定する日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日でない日) (4) 特別整理期間(毎年1月から3月までのうち10日間以内)
加須市立騎西図書館	(1) 月曜日（この日が祝日法に規定する休日

加須市立北川辺図書館 加須市立童謡のふる里おおとね図書館	に当たるときは、その翌日) (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日(毎月末日。この日が日曜日及び土曜日並びに(1)及び(2)に規定する日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日でない日) (4) 特別整理期間(毎年1月から3月までのうち10日間以内)
---	---

○加須市立図書館協議会条例

平成22年3月23日

条例第92号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、加須市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、加須市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(平成24条例6・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成24年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱され、又は任命されている委員は、改正後の第2条第2項の規定に基づいて委嘱され、又は任命された委員とみなす。

○加須市立図書館協議会運営規則

平成22年3月23日

教委規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、加須市立図書館協議会条例(平成22年加須市条例第92号)第6条の規定に基づき、加須市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議は、年4回開くことができる。ただし、必要があるときは、臨時に開くことができる。

第3条 加須市立図書館の職員は、協議会の承認を得て会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、加須市立加須図書館において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

○加須市立図書館資料収集要綱

(平成22年3月23日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、加須市立図書館条例施行規則（平成22年加須市教育委員会規則第37号）第18条の規定に基づき、市民の求める資料や情報に応えるとともに、加須市立図書館（以下「図書館」という。）の奉仕活動を十分に展開するため、図書館における図書館資料の選定や収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 資料の選定又は収集に際し、職員は次に掲げる基本方針を守らなければならない。

- (1) 利用者の知る権利を保障する機関として「図書館の自由に関する宣言」に基づき利用者の多様な資料要求に十分配慮して、幅広く収集するものとする。
- (2) 資料の収集は、利用者個人の思想的・宗教的・政治的立場を尊重し、自由で公正な選定のもとに行い、個人、組織、団体等からの圧力や干渉に左右されることなく行う。
- (3) 主義・主張や多様な意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (4) 著者や出版者の思想的、宗教的、党派の立場にとらわれて、その著作を排除しないこととし、職員も同様に個人的な思想や関心等によって選定をしない。
- (5) 基本的人権の侵害にかかわる問題等の資料の公開及び取り扱いについては、担当課等と協議して、図書館課長がこれを決定する。
- (6) この要綱は、公開して広く市民の検討と協力を得るよう努める。

(収集対象)

第3条 収集する資料の種類は次のとおりとし、具体的な収集の規準については別に定める「加須市立図書館資料収集基準」による。

- (1) 図書（一般図書、児童図書、参考図書、青少年向け図書、外国語図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌）
- (3) 地域・行政資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) 障害者サービス用資料
- (6) 電子資料
- (7) 漫画・コミック
- (8) その他

(選定会議)

第4条 この要綱に基づき資料の選定及び収集を適正に行なうため、加須市立図書館資料選定会議（以下「選定会議」という。）を次のとおり設置する。

- (1) 選定会議は図書館課長が指名した職員により構成する。
- (2) 選定会議の結果について月に1度、生涯学習部長に報告し決裁を受けるものとする。

(資料の管理)

第5条 図書館職員は、収集した資料の管理に当たり、適切な配架、除架及び除籍に努めなければならない。ただし、図書館は通常管理下での損傷、亡失等に対し、その責めを負わないものとし、資料の除架及び除籍に関する基準は、図書館課長が別に定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、資料の選定収集に関し必要な事項は図書館課長が別に定める。

(要綱の改正)

第7条 この要綱は公開し、地域社会の情勢の変化に応じて適切に改正するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月29日から施行する。

○加須市立図書館資料収集基準

(平成22年3月23日教育長決裁)

1 目的

この基準は、加須市立図書館資料収集要綱第3条の規定に基づき、図書館における図書館資料の選定や収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 資料種別方針

資料の収集方針は次のとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書

- (ア) 市民が日常生活に必要な実用書をはじめ、教養・娯楽・趣味等各分野にわたり、幅広く収集する。
- (イ) 各分野の基本的・入門的な資料の他、基本図書として評価が定着している図書については、特に配慮して収集する。
- (ウ) 新たに発生した学術・芸術分野および社会現象等に関し、必要な資料を収集し、市民の要求に的確に対応する。

イ 児童図書

- (ア) 子どもたちが読書を通じて情操を豊かにし、想像力を高めるような資料を収集する。
- (イ) 長く読みつがれている評価の高い作品については、十分な複本を揃える。
- (ウ) 調べ学習等に対応できるように、内容の正確さ等を配慮して収集する。

ウ 参考図書

- (ア) 調査研究を行なうために辞書、事典、年鑑、便覧、統計、白書等を各分野にわたって、幅広く収集する。
- (イ) 調査研究に使用されるように、収録情報の新鮮さや充実度、信頼性等に配慮して収集する。

エ 青少年向け図書

一般図書や児童図書のうち、青少年が興味関心を持ち、知的要求に応えとともに、心の豊かさや精神的成長に配慮したものを収集する。

オ 外国語図書

外国語図書は外国人サービス及び市民の外国語で書かれた資料に対する要求に応えるために、利用者の状況等に配慮しながら収集する。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞

- (ア) 国内発行の主要な全国紙及び地方紙で児童及び青少年向けのものも含めて収集し、地域社会の経済及び産業に役立つ専門紙並びに機関紙についても、利用度に応じて収集する。
- (イ) 新聞の縮刷版等は、必要に応じて収集するものとする。

イ 雑誌

- (ア) 総合誌をはじめ、各分野の基本的な雑誌を中心に、分野が偏らないように配慮して収集する。
- (イ) 地域社会の経済、産業に役立つ専門誌等も必要に応じて収集する。

(ウ) 収集にあたっては、創刊や廃刊等の出版状況に配慮して収集する。

(3) 地域・行政資料

ア 加須市に関する資料は、図書、機関紙、パンフレット、地図のみならず、古文書、記録、映像、録音資料等、積極的に収集する。

イ 市民が地域についての関心を高め、地域行政に関する知識を得ることができるよう、関係行政機関で公刊された必要な資料を収集する。

ウ 加須市在住及び加須市出身者の著作についても収集するように努める。

エ 埼玉県及び県内市町村に関する資料は、基本資料及び加須市に関係のある資料を収集する。

(4) 視聴覚資料

ア 趣味、教養、娯楽又は文化活動に資するため、クラシック、ポピュラー、民族音楽、芸術、演芸、ドキュメンタリー、文学作品、スポーツ等の基本的作品及び代表的実演家の作品を中心に収集する。

イ 郷土芸能、産業、文化に関して収録されたものは積極的に収集する。

ウ 購入する記録媒体については、その発展と普及状況を配慮する。

エ 実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮する。

(5) 障害者サービス用資料

視覚障害者等の利用に供するため、点字資料、大活字本、録音資料等、障害に配慮された資料を収集する。

(6) 電子資料

ア CD-ROM等のパッケージされた電子化資料は、その特性を活かして製作されたものを中心に必要に応じて収集する。

イ 実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮する。

(7) 漫画・コミック

ア 長い年月を経て評価が定まったもので、芸術性の高く、定評があり、時代を表現したものを中心に収集する。

イ 実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮する。

(8) その他

その他、館長が必要と認める資料についても収集する。

3 寄贈・寄託資料

寄贈・寄託される資料は、寄贈者及び寄託者の意志を尊重し、かつ本基準に準拠するとともに、内容、利用度、出版年、保存状態等を十分考慮して受入れる。

ただし、予め図書館と協議し、図書館が受入・整理を認めない場合はその限りではない。

また、図書館は通常管理下での損傷、亡失等に対し、その責めを負わない。

4 委任

この基準に定めるもののほか、資料の選定収集に関し必要な事項は図書館課長が別に定める。

5 基準の改正

この基準は公開し、地域社会の情勢の変化に応じて適切に改正するものとする。

附 則

この基準は、平成22年3月23日から施行する。

○加須市立図書館資料除籍基準

(平成22年3月23日教育長決裁)

1 目的

この基準は、加須市立図書館の資料を適切に管理し、必要性が高く、良質で新鮮な資料の構成を維持し、調和のとれた資料構成の維持を図るために、除籍について必要な事項を定めるものとする。

2 除籍対象及び基準

除籍対象及び基準は、次のとおりとする。

(1) 亡失・不明資料

- ア 蔵書点検で3回以上所在が不明なもの
- イ 盗難、災害等不可抗力と認められる理由により回収不可能なもの
- ウ 利用者が紛失した資料で、絶版等の理由により、同一のものが弁償不可能なもの
- エ 貸出時から3年以上経過した資料で、回収不可能なもの

(2) 汚損・破損資料

汚損、破損が激しく、修理・製本しても利用に耐えない又は修理不可能なもの

(3) 不用資料

- ア 時間の経過等により、内容が古くなり、利用又は資料保存の価値が低下したもの
- イ 複本で保存する必要がなくなったもの
- ウ 新版、改訂版又は同類資料の入手により、代替可能となったもの
- エ 新聞、雑誌等逐次刊行物で、別に定める保存期限を経過したもの
- オ 媒体及び再生機器等の変更により使用が困難になり、保存価値が失われたもの

3 除籍除外資料

2の(3)不用資料のうち、次の資料は原則として除籍対象から除外する。

- (1) 地域・行政資料
- (2) 参考資料
- (3) 絶版等で入手困難な資料のうち、資料価値が認められるもの
- (4) 類書がないか、または極端に類書が少ないもの

4 除籍の決定

資料を除籍する場合は、除籍資料一覧を作成し生涯学習部長の決裁を受けなければならない。

5 除籍資料の処分方法

除籍後の資料の扱いは次のとおりとする。

- (1) 現品のあるものについては、必要に応じて他の公共施設、公共的団体および市民に提供をすることによって、有効活用を図る。
- (2) 再利用することができない資料は、自治体の定める方法によって処分する。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項はそのつど定める。

附 則

この基準は平成22年3月23日から施行する。

附 則

この基準は平成23年7月29日から施行する。

○加須市立図書館資料複写取扱要領

(平成22年3月23日教育長決裁)

1 目的

この要領は、加須市立図書館条例施行規則（平成22年加須市教育委員会規則第37号）第13条に基づき、複写の申込みが行われた場合における資料複写サービスの具体的な取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象となる資料

ア 加須市立図書館が所蔵する資料及び寄託等により保管している資料で、資料破損などの恐れや寄託者の意向等により複写を制限することを決めたものを除いたもの。

イ 他の図書館から相互貸借資料として借りた図書資料で、貸出館の複写制限が明示されていないもの。

ウ 上記ア、イ、に含まれないもの及び利用者の持参した資料は複写の対象外とする。

3 サービスの対象

個人の利用者を対象とする。

4 複写の目的・条件

複写物を調査研究の目的に使用する場合で、一人につき一部のみ可能とする。

5 複写の範囲

原則として、公表された著作物の一部分（半分以下）とする。個々の資料ごとの取り扱いについては、別表に定める。

6 複写手続き

資料複写サービスは次の手順で行なわれるものとする。

(1) 利用者が加須市立図書館条例施行規則第13条に基づく複写の申込みをする。

(2) 図書館長等は図書館資料複写申込書の記載事項を確認し、複写可能であるか著作権法上の問題はないか確認して許可をする。

(3) 住宅地図の場合は複写機器操作も職員がおこない、その他の場合は、利用者が複写操作を行なったのち、職員が複写したものをチェックする。

7 複写の許可

図書館長等は、次の各号に基づき内容を確認し、適正であると認めた場合は、複写を許可することができる。

(1) 「資料複写申込書」の記載事項を確認する。

(2) 技術的に困難である場合や資料に損害を生ずる恐れのある場合など、複写を許可しない資料でないかを確認する。

(3) 2「対象となる資料」に含まれる複写可能な資料であることを確認する。

(4) 著作権法上問題ないかを確認する。

8 複写申込み受付時間

申込み時間は、開館日の開館時から閉館時までとする。ただし、閉館時までには処理できない量の複写の申込みがあった場合は、その申込みを制限し、または、断ることが出来る。

9 複写機器

原則として複写サービスは、図書館に備えられた複写機器を用い、利用者が複製のための機器を持ち込むことは認めない。ただし、図書館長に許可を得た場合に限りカメラによ

る撮影を認める。

10 拡大・縮小

必要に応じ、複写機器の能力の及ぶ範囲内で、拡大・縮小をすることができる。

11 複写料金

複写料金は複写1枚につきモノクロの場合は10円、カラーの場合はB5、A4、B4は50円、A3は80円とする。

12 複写料金の取り扱い

徴収した複写料金は、職員が一ヶ月ごとに財務規則にしたがって収納事務を行なう。また、領収書は原則として発行しないが、利用者の求めに応じ、複写料金の領収書を交付することもできる。

13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項はそのつど定める。

附 則

この要領は、平成22年3月23日より施行する。

別表

図書

1冊完結の単行本	本文の半分以上
複数冊のもの（上下巻等）	各冊の半分以上
全集・選集・短編集等	収録されている個々の著作物の半分以上。ただし、同一紙面に複数の著作物がある場合は、楽譜、地図、写真集・画集を除き、写り込みを許容する。
本体から分離した付録	個々の付録の半分以上
表紙・裏表紙・背表紙	著作権法で保護されている写真・絵画・カットが含まれるものについては複写不可
楽譜・楽譜集・歌詞・歌詞集	1曲の半分以上。1曲で1著作物。
目次・索引	全部分複写可
前書き・後書き・解説等	それぞれの半分以上

逐次刊行物

雑誌最新号	複写不可
雑誌バックナンバー （発行後相当期間を経過したもの）	各号全体の半分以上 （バックナンバーとなるのは、原則として次号が配架されたとき。ただし、半年以上ならびに3ヶ月を超える不定期刊の雑誌は、受け入れ後3ヶ月後とする。休廃刊したものや収集をやめたものについては、継続されていれば次号が発売されたい日、または3ヶ月経過後のいずれか期間の短い方をもって複写可能とする）
雑誌本体から分離した付録	独立した著作物とみなし、本誌と同じ扱い

一枚物の付録の型紙	独立した著作物とみなし、本誌と同じ扱い
新聞最新号	複写不可
新聞バックナンバー (発行後相当期間を経過したもの)	前日以前の朝刊、夕刊、前号それぞれの全面広告のページを除いた半分以下
年鑑・白書・新聞縮刷版	本文の半分以下 (図書と同じ扱い)

地図

1枚もの	1枚の半分以下
地図帳	1冊の半分以下 (図書と同じ扱い)
住宅地図 (ゼンリン)	見開きの半分以下。見開いた両頁で1著作。
国土地理院発行の地図	全部分複写可 (国土地理院発行の地図を加工した地図は含みません)
資料中の説明地図	全部分複写可

写真・絵画・図表・カット

1枚もの	複写不可。半分以下だと同一性保持権の原則に反する。
写真集・画集	複写不可。半分以下だと同一性保持権の原則に反する。
カット集	複写目的で作られたものは図書扱いとし、1冊の半分以下。
資料中の説明写真	全部分複写可

視聴覚資料に付属している解説書等

ジャケット	複写不可。写真・絵画に準じる。ただし、曲目等書誌情報が書かれてあるものは複写可。
解説書	解説文については、本文の半分以下。 歌詞については、1曲の半分以下。
別冊・付録等	1冊の半分以下。図書と同様の扱い。

著作権法第31条1項以外の複写

著作権処理の済んだもの	著作権者から許諾された範囲内で複写可能
国・地方公共団体が作成した法令集等	全部分複写可
著作権法第42条による複写	裁判手続きのために必要と認められる場合。 その認められる限度において複写可能。
著作権保護期間を過ぎた著作物の複写	全部分複写可。著作者が個人の場合は死後50年経過後、共同著作については最後の著作者の死後50年経過後、団体著作物、写真については著作物の公表後50年

○ 加須市立図書館資料の弁償に関する取扱要領

(平成22年12月1日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、加須市立図書館条例施行規則（平成22年加須市教育委員会規則第37号）第18条の規定に基づき、加須市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する図書館資料（以下「資料」という。）の弁償の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 図書館の利用者が、資料を紛失し、汚損し、又は破損したときは、図書館課長（以下「課長」という。）は、当該利用者に対し、図書館資料（紛失・汚損・破損）届（別記様式）を提出させるとともに、その弁償を求めるものとする。

2 資料の弁償は、課長の指定する方法により行わなければならない。

(弁償の免除)

第3条 課長は、前条の規定にかかわらず、資料の紛失、汚損又は破損の理由が、次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

(1) 天災、火災等の理由によるものと課長が認める場合

(2) ビデオデッキによる通常の使用時において、ビデオテープを汚損し、又は破損した場合

(3) 盗難による紛失のうち、警察へ盗難届の提出があり、本人の過失によるものでないと課長が認める場合

(4) その他課長がやむを得ないと認める場合

2 弁償の免除を受けようとする者は、第2条に規定する届出書にり災証明書その他必要な書類を添付の上、課長に提出し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、資料の弁償に関し必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

加須市立図書館課長 様

利用者カード番号
氏名

図書館資料（紛失・汚損・破損）届

次のとおり資料を（紛失・汚損・破損）したので届け出ます。

1 資料名

タイトル	(図書/雑誌/視聴覚)		
著者		出版者	
出版年		本体価格	
請求記号		資料番号	

2 (紛失・汚損・破損)理由

※図書館記入欄

該当事項：紛失・破損・紛失

処 置：

処置年月日：受付 年 月 日／完了 年 月 日

処置館：加須市立 図書館

課 長	館 長			担 当

○加須市立図書館資料の利用制限に関する取扱要領

(平成24年11月6日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、加須市立図書館条例施行規則（平成22年加須市教育委員会規則第37号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、加須市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する図書館資料（以下「資料」という。）の利用制限の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 利用制限の対象となる利用者（以下「対象者」という。）は、規則第10条第1項及び第2項に規定する期間（以下「利用期間」という。）を越えて30日以上資料を延滞した者とする。ただし、特別の理由により図書館課長（以下「課長」という。）又は図書館長が許可した場合は、利用制限を行わないものとする。

(制限事項)

第3条 前条に掲げる対象者に対しては、資料の新たな館外利用及び予約並びにリクエストを停止する。

(通知)

第4条 利用期間を経過後も資料が返却されない場合は、返却の督促（利用制限等の告知を含む。）を行うものとする。

2 前項の督促は、原則として月1回行うものとする。

(制限の期間及び解除)

第5条 制限の期間は、現に貸出中の資料が返却されるまでの期間とし、返却された時点で制限を解除するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、資料の利用制限に関し必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

○加須市立図書館寄贈資料受入要領

(平成25年3月22日部長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、加須市立図書館資料収集要綱（以下「収集要綱」という。）及び加須市図書館資料収集基準（以下「収集基準」という。）に基づき、加須市立図書館（以下「図書館」という。）の寄贈資料の受入について、必要な事項を定めるものとする。

(受入できる資料)

第2条 図書館で寄贈の受入ができる資料は、次のとおりとする。

- (1) 1点あたり10件以上の予約が集中しているもの
- (2) 収集している全集・叢書等で欠本・欠号のもの
- (3) 出版が概ね1年以内で収集要綱及び収集基準に適合する図書
- (4) 地域資料
- (5) 行政資料
- (6) その他館長が必要と認めた資料

(受入できない資料)

第3条 図書館で寄贈の受入ができない資料は、次のとおりとする。

ただし、館長が必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) 収集要綱及び収集基準に適合しない資料
- (2) 汚破損等があり所蔵するのにふさわしくない資料
- (3) コミック
- (4) 視聴覚資料
- (5) 個人で複製・録音した資料
- (6) 参考書・問題集
- (7) 専門書
- (8) 電子データ等の付属資料がある図書で館外貸出が可能かどうか確認できない資料。ただし、地域資料としての音源資料や郷土作家の著作の専門書等は除く。

(受付の条件)

第4条 次の(1)及び(2)を満たした場合に寄贈の申し込みを受け付けるものとする。

- (1) 受付は各図書館窓口直接持参または本人負担により郵送されたものとする。職員による出張引取りは行わない。
- (2) 寄贈資料の取り扱いについては図書館に一任とし、返却には応じない。

(受入後の取扱い)

第5条 寄贈された資料は資料の状態及び蔵書構成等を考慮のうえ必要と認められるものについて蔵書として受入れる。ただし蔵書として受入れない資料はリサイクル資料として市民に提供する。提供後一定期間経過した資料については廃棄処分とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、寄贈資料の受入に関し必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年3月22日から施行する。

○図書館資料等を活用した行政情報のPRに関する事務取扱要領

(平成30年9月10日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、加須市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料（以下「図書館資料」という。）、図書館資料を貸し出す際に発行する貸出票及び図書館Webサイトを活用した加須市の行政情報（以下「行政情報」という。）のPRの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政情報の範囲)

第2条 PRができる行政情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 加須市又は加須市教育委員会が主催又は共催をする事業に係る情報
- (2) その他図書館課長が適当と認める事業に係る情報

(PRの方法)

第3条 行政情報のPRの方法は、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。

- (1) ポスターその他の掲示物の掲示及び関連する図書館資料の展示
- (2) 図書館資料を貸し出す際に発行する貸出票（以下「レシート」という。）への掲載
- (3) 図書館Webサイトでの広報

(掲示場所等)

第4条 前条第1号に掲げる掲示及び展示（以下「掲示等」という。）の場所は、当該掲示等を行うとする図書館の館長が指定する場所とし、展示をする図書館資料は、PRを行うとする行政情報の内容に応じ、図書館の館長が定めるものとする。

2 前条第2号に掲げるレシートへの行政情報の掲載位置は、当該レシートの表面下部とする。

(PRの期間)

第5条 行政情報のPRの期間は、おおむね1箇月以内とする。ただし、図書館課長が必要と認める場合は、この限りでない。

(申込み)

第6条 行政情報のPRを行うとする所管課長は、図書館資料等を活用した行政情報PR申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、実施の日の1箇月前までに図書館課長に提出しなければならない。

- (1) 行政情報の内容が分かる実施要領等
- (2) 第3条第1号に掲げる方法による場合にあつては、掲示等を行うとするポスター、チラシ、計画書等
- (3) 第3条第2号に掲げる方法による場合にあつては、200ピクセル×570ピクセルのモノクロビットマップ画像データ
- (4) 市以外の者が著作権を有する掲示物等を図書館Webサイトに掲載等する場合にあつては、当該掲示物等に係る公衆送信権許諾書類の写し

(承認等)

第7条 図書館課長は、前条に規定する申込書の提出があつたときは、その内容を確認し、適当であると認めたときは、図書館資料等を活用した行政情報PR承認書（様式第2号）により所管課長に通知するものとする。

2 図書館課長は、PRをしようとする行政情報に係る図書館資料の蔵書数が10冊未満である場合、第4条の掲示場所等に空きがない場合等は、前項の規定による承認をしないことができる。

(実施報告)

第8条 図書館課長は、行政情報のPR期間の終了後10日以内に、図書館資料等を活用した行政情報PR実施報告書（様式第3号）により所管課長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、図書館資料等を活用した行政情報のPRに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月10日から施行する。

加須市立図書館要覧

令和元年度版

編集・発行 加須市立図書館（市民プラザかぞ内）

〒347-0055

埼玉県加須市中央2-4-17

電話：0480-61-8200

FAX：0480-61-8202

